

# 琉球大学学術リポジトリ

## ボリビアの沖縄移民に対する領事事務取扱いの欠如とその開始への模索

メタデータ	言語: ja 出版者: 沖縄移民研究センター 公開日: 2022-06-17 キーワード (Ja): 沖縄移民, ボリビア, 移民保護, 残存主権, 領事事務 キーワード (En): Okinawan immigrants, Bolivia, immigrant protection, residual sovereignty, consular service 作成者: 下元, 豊 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24564/0002018079">https://doi.org/10.24564/0002018079</a>

## ボリビアの沖縄移民に対する領事事務取扱いの欠如とその開始への模索

下元 豊

- I. はじめに
- II. ボリビア移住計画と移民保護問題
- III. 沖縄移民に対する領事事務取扱いの欠如
- IV. 琉球政府の戸籍法と身分証明書・日本旅券
- V. 身分証明書の期限切れと移民子女のボリビア国籍化
- VI. 米国・ボリビア移住協定交渉と在ボ日本大使館の対応
- VII. ボリビアの沖縄移民に対する領事事務取扱い開始
- VIII. おわりに

キーワード：沖縄移民，ボリビア，移民保護，残存主権，領事事務

### I. はじめに

結婚，出生，離婚，死亡，養子縁組などの身分関連事案は，必要な手続きをへて戸籍に記載される。また，居住地を変わる際は市町村役場に転入・転出届の提出が義務となっており，それをもとに住民票が発行される。海外に出かける際は，戸籍謄本（抄本）と必要書類を都道府県庁に提出し旅券の発給を受けることができる。これら身分関係事案が市町村役場で受理されなかったとしたら日常生活に重大な影響がでることは必至である。1954年からボリビアに送出された沖縄移民がこのような事態に遭遇したことはほとんど知られていない。

沖縄戦終了直後の沖縄は米軍の占領下におかれていたが，1950年12月15日からは琉球列島米国民政府（以下「米国民政府」とする）が沖縄統治を担うことになった。1952年4月1日には琉球政府が設置され，一定の枠内での自治が認められるようになった。米国の施政権下にあった沖縄は，狭い耕地，痩せた土壌，台風，早魃，雇用機会の少なさ，沖縄戦による甚大な被害，人口圧の高まり（県民30万人に加え海外からの引揚者17万人）<sup>1)</sup>などもあって経済的困窮にあえいでいた。加えて中華人民共和国の成立（1949年10月1日）と朝鮮戦争の勃発（1950年6月25日）に伴う沖縄米軍基地の戦略的重要性の高まりは，基地建設に必要な土地の強制収用を進捗させ，県民をさらなる窮地に追い込んだ。この沖縄県民の困窮を助けるため，海外に移住している沖縄同胞による沖縄への支援物資の提供が始まった。その沖縄支援の一環としてボリビア・リベラルタの沖縄県人会はサンタクルス在住の沖縄県人と協力し「うるま農産業協同組合」を設立するとともに，サンタクルス

北方80キロに2,500haの土地を取得してコロニア・ウルマ（うるま植民地）と名付けた<sup>2)</sup>。これは沖縄からの移民受け入れを企図しての動きと推察される。

他方、沖縄では県民の経済的困窮に対処するため、海外移住に活路を求める動きがみられた。米国民政府と琉球政府は、スタンフォード大学のジェームズ・ティグナー（James L. Tigner）に南米の沖縄出身移民の活動状況調査を依頼した。この調査の一環として1952年5月、ティグナーはサンタクルスを3日間訪問した<sup>3)</sup>。この時ティグナーは、「うるま農業協同組合」を設立した戦前移民と面談、同組合に対し移住10ヶ年計画の作成を提案、同時にボリビア政府からの認可がおり次第米国民政府に送付するよう指示したとされている。

戦前の沖縄からの南米移民は、ブラジル、アルゼンチン、ペルーに集中しており、同地における沖縄県人の結束の強さから判断すればこれら3国への沖縄移民送出が当然の帰結と言えた。事実米国はブラジルへの「琉球人」移民の送出を模索しており、ブラジル政府と「琉球人」移民の受け入れ枠を交渉したが、琉球列島及び「琉球人」の地位が明確でないことからうまくいかなかった<sup>4)</sup>。米国が望む「琉球人」移民の受け入れをボリビア政府が容認したため、ボリビアが移住先として決定された。ボリビアは内陸国で、農産物の輸出や生産財の輸入には輸送コストが高いため必ずしも理想的な移住先ではなかったが、結果的にはコロニア・ウルマ（うるま植民地）が移住地として決定され、1954年から米国民政府・琉球政府によるボリビア移住事業が始まった。

当時、米国は中南米諸国での共産主義勢力台頭への対応策として様々な援助を実施していた。ことにボリビアにおいては1952年の「ボリビア革命」により発足した民族革命運動党（Movimiento Nacionalista Revolucionario: MNR）政権が推進する社会・経済改革への協力の一環としてサンタクルス地域開発への援助を推進しており、ティグナーは沖縄移民のサンタクルス送出と米国のボリビア援助を結び付けようとしたことが推察される<sup>5)</sup>。ただ、コロニア・ウルマに関する専門家による詳細な調査は行われておらず、これが沖縄移民をコロニア・ウルマ→リオ・パロメティリヤ→沖縄移住地（コロニア・オキナワ）へと短期間のうちに移動させる一因となり<sup>6)</sup>、その後も沖縄移民は様々な困難に直面することになった。

ボリビアの沖縄移民についてはこれまで様々な研究が行われており、初期移民が遭遇した艱難辛苦とその後の発展ぶりをうかがうことができる。ことに沖縄移民の保護問題についてはイacobelli（Iacobelli）による優れた論文がある<sup>7)</sup>。しかしながら同論文は、沖縄移民のボリビア送出の背景、沖縄に対する米国の施政権と日本の残存主権、沖縄移民の保護問題に焦点を置いており、沖縄移民に対する領事事務<sup>8)</sup>（ことに旅券・戸籍関連事務など）の取扱いがどのようにして実施されるようになったかについては触れていない。

沖縄移民の保護問題は極めて重要な課題であるが、他の領事事務（旅券、国籍、戸籍関

連事務、証明事務など)も同様に重要な課題であった。しかし、沖縄移民に対する領事事務は、1954年8月15日の移住地到着から1964年6月までの10年近く、在ボリビア日本国公使館(以下「在ボ日本公使館」とする)及び在ボリビア日本国大使館(以下「在ボ日本大使館」とする:1961年に公使館から昇格)が本格的に取扱ってこなかったことはほとんど知られていない<sup>9)</sup>。ことに旅券、国籍、証明事務、戸籍関連事務(結婚、出生、離婚、死亡、養子縁組など)が取扱われなかったことから、沖縄移民は様々な不便・不利益を被った。本稿ではこれら沖縄移民に対する領事事務、ことに旅券・戸籍関連事務取扱いの欠如とそれがどのようにして取扱われるようになったかに焦点をあてているが、沖縄移民の所持する身分証明書も旅券発給・戸籍関連事務に関係しており、ボリビア移住地駐在所が領事事務取扱いに果たした役割の大きさなどから、これらについても触れることにした。沖縄移民に対する領事事務取扱いは日本の沖縄に対する残存主権と密接に関係しており、沖縄県公文書館、外務省外交史料館、米国国立公文書館の史料やボリビア移民に関する研究者の著書・論文から歴史的事実を積み重ね論じることにした。

## II. ボリビア移住計画と移民保護問題

1954年、米国民政府は沖縄からのボリビア移住を奨励することになり、琉球政府がその実務を担当することになった。琉球政府は移民送出に先立ち外務省に移民の保護を要請、外務省はそれに前向きに対応する意向を示したが、とりあえずボリビアの米国政府関係者の役割、沖縄移民に対する保護計画について米国に照会した。これに対し米国は日本政府の沖縄移民保護申し出を拒否するとともに、米国だけが沖縄移民の保護を行う権利を有すると主張した<sup>10)</sup>。

この沖縄からのボリビア移住は戦後の海外移住のなかでも特異な事例と言え、①米軍基地建設のための土地収用と直接・間接的に関連しており、しかも戦後初の沖縄からの集団移住計画であったこと、②米国はボリビア・サンタクルス地域の経済開発計画を支援しており、沖縄移民は同計画に労働力として組み込まれていたこと、③同移住計画が米国の沖縄に対する施政権誇示と日本の沖縄に対する残存主権に密接に関連していたことがその特徴としてあげられる。このため同移住計画は米国主導で行われ、移民への経済・医療支援も米国が担っていたこともあり、米国は是が非でも成功させる必要があったことから、日本政府による関与(沖縄移民の保護申し入れ)に強く抵抗したものとみられる。つまり米国はボリビアへの沖縄移民送出を米国だけで行うことにより、米国が沖縄県民の経済的困窮の緩和に如何に寄与しているかを披露するとともに、ボリビア政府に対してはサンタクルス地域開発計画に米国施政権下の「琉球人」を労働力として送出することによる寄与を誇示しなかったものと推察される。これが日本政府の移民保護申し入れを拒否した最大の

要因とみられる。

確かに米国はその施政権下にある沖縄住民の保護を主張する権利はあったが、日本政府も沖縄に対する残存主権を有していることからその保護を強く主張すべきであったと考えられる。ただ、この時期ボリビアには日本の在外公館がなく在ペルー日本国公使館(以下「在秘日本公使館」とする)が兼轄していたことから、これが日本政府が沖縄移民保護を強硬に主張しなかった一因とも考えられる。実際、1954年10月に発生した「うるま病」は十数人の犠牲者を出しながらも、米国及びボリビア政府の対応により比較的短期間で終息した。この米国の対応は米国がボリビアの沖縄移民にいかにか配慮しているかを沖縄県民に印象づけることとなった。

しかし、海外にある沖縄住民の保護に関しては日米両国間に明示の合意はないものの、両国が協議して対応することで了解しており、『「琉球住民」の地位及びその海外における取扱に関する件』(以下「1955年外務省通達」とする)でもそれに言及<sup>11)</sup>、南米諸国の沖縄移民やアジア地域での沖縄船員への対応例にもそれがみられる<sup>12)</sup>。ここでいう保護は、沖縄住民の生命・財産の安全、接受国官憲との折衝、[非常時の]帰国のための支援などを指している。これまでの慣例があるにも拘わらず、ボリビアの沖縄移民に対する保護を米国だけが行うと主張するのは異例である。邦人保護は領事事務の重要な業務の一つであり、在ボ日本公使館の設置後も沖縄移民への保護を行わなかったことは、沖縄に対する日本の残存主権の観点からも理解しがたいことであった。

いずれにしろ米国は米国施政権下の住人である「琉球人」のボリビア移住を強調するため、沖縄移民を日本旅券ではなく身分証明書(正式名称は「亜米利加合衆国政府米国民政府身分証明書」)でボリビアに渡航させた。沖縄移民は本土には立ち寄らず、那覇から西回りでブラジル・サントスを経由し列車でボリビアに入国した<sup>13)</sup>。もし本土経由でボリビアに向かうのであれば沖縄移民は日本旅券を申請・受理できたが、結果的には身分証明書での渡航となった。このため沖縄移民は経由地のブラジルだけでなくボリビアでも日本人ではなく「琉球人」とみなされた。

### Ⅲ. 沖縄移民に対する領事事務取扱いの欠如

米国が沖縄移民に対する日本政府の保護申し入れを拒否したことはこれまでの慣例を破るもので、しかも同移住計画が米国資金で推進されていることもあり、外務省は米国が沖縄移民に対する領事事務全般の取扱いを拒否したと拡大解釈(誤解)した可能性が考えられる<sup>14)</sup>。このため外務省は、沖縄移民の移住地到着の1954年8月15日から「対米関係を考慮して国籍戸籍届についてもそのため今日までこれを積極的には取り扱っていなかった趣ではある」と記している<sup>15)</sup>。このように日本政府は米国との軋轢回避を優先し、沖縄移

民に対する保護、旅券、戸籍関連事務などの領事事務を取扱ってこなかったことがわかる。

確かに同移住計画は日本の在外公館が設置されていなかったボリビアへの移住であったことから、沖縄移民が日本国民であるにも拘らず1955年11月15日の在ボ日本公使館開設まで領事事務の取扱いを受けることは実質的に不可能であった。沖縄移民がボリビアに到着した時点では在秘日本公使館がボリビアを兼轄しており、同公使館に在留届を提出することは可能ではあったが、隣国でもあることからその届出は物理的に困難であった。在留届は市町村役場での住民登録に相当する届で、それが在外公館で受理されることは届人が日本人であることの証明でもある。基本的にはこの在留届に基づき領事事務が取扱われることになるが、沖縄移民が領事事務の重要性をどれだけ認識していたかは疑問であった。

1955年11月15日の在ボ日本公使館開設後は同公使館<sup>16)</sup>が沖縄移民に対する領事事務を取扱う義務があったが、1964年6月まで本格的な領事事務を取扱ってこなかった。しかし、1954年7月2日付外務大臣から在ペルー臨時代理公使（在ボリビア公使を兼任）宛公信移第54号及び1955年外務省通達<sup>17)</sup>では、身分証明書により渡航した沖縄移民に対し移住地での日本旅券発給を明示しているにも拘わらず、在ボ日本公使館は沖縄移民に日本旅券を発給せず、その他の領事事務も取扱わなかった。ただ、同通達は沖縄での戸籍関連事務の詳細について言及していないが、『琉球住民』は日本国籍を保有するものとして取扱っており、米国側においても右わが方取扱に対し何ら異議をはさんでいない<sup>18)</sup>とある。事実、ブラジル、アルゼンチン、ペルーなどに身分証明書で渡航した沖縄移民に対し日本の在外公館は旅券発給を含む領事事務を取扱っていたことから、米国は移民保護以外の領事事務は在ボ日本公使館が取扱うものと考えていたとみられる。

琉球政府戸籍法によれば、海外に在住する沖縄住民の戸籍関連事務は日本の在外公館を通じて手続きするのが通例となっており、恩給・年金の受給申請には日本の在外公館の発給する在留証明が必要なことなど、米国民政府（米国）は沖縄移民に対する日本の在外公館による領事事務取扱いの必要性を認識していたはずである。日本政府も沖縄に対する日本の残存主権の観点から、在外公館での沖縄移民に対する領事事務の取扱いとその沖縄での処理の枠組みを構築していた。例えば戸籍関連業務は、在外公館→本省→沖縄関係戸籍事務所〔福岡〕→沖縄の市町村役場という手続きの流れで処理されていた。

1960年12月30日から1961年1月9日にかけて海外移住事業を所管する琉球政府社会局大田昌知局長はボリビアの沖縄移住地を視察、その際沖縄移民が在ボ日本公使館での身分証明書から日本旅券への切替と戸籍関連事務の取扱いを強く希望している旨を聴取。この沖縄移民の要望に対処するため1961年3月2日、琉球政府関係部局と那覇日本政府南方連絡事務所が協議した。この協議結果を受け同年4月21日、大田社会局長は米国民政府ブランキンシップ政治顧問宛書簡を送付した。同書簡は、沖縄移民の国籍・戸籍関連事務

手続きを在ボ日本公使館が取扱っていないため様々な不便が生じており、その是正のため日米間での協議と那覇日本政府南方連絡事務所でのボリビア向け移住者に対する日本旅券発給の可能性について言及している<sup>19)</sup>。

この大田社会局長から米国民政府ブランキンシップ政治顧問宛書簡の送付から7ヶ月後の1961年11月28日、米国民政府と琉球政府が沖縄移民の日本旅券の必要性について議論しているが、戸籍関連事務については琉球政府側がその手続きの流れと在ボ日本公使館が沖縄移民の領事事務を取扱っていない点を披露したにとどまっている。米国民政府は沖縄の戸籍法では海外にある沖縄移民の戸籍関連事務手続きは日本の在外公館を通じて行うことが前提となっていることを承知しているが、その是正に向けた対応策については議論していない。

一方、日本旅券について琉球政府側は「旅券発給は望ましいことではあるが、[身分証明書所持する]移住者が現地で法的な制約を受けていないことから、絶対に必要とは言えない」と陳述<sup>20)</sup>。さらに琉球政府側は沖縄移民が身分証明書を日本旅券に切り替えようとしても、「他の南米諸国[にある日本の在外公館]と違い在ボ日本公使館は沖縄移民を日本人として受付けていない。従って同公使館は沖縄移民に日本旅券を発給しない。同公使館は本件移住事業が米国の援助により行われているため、日本旅券発給に米国が反対すると考えている」と述べている<sup>21)</sup>。このことから1961年11月末時点で米国民政府と琉球政府は、沖縄移民に対する領事事務の欠如は在ボ日本公使館[大使館]に起因していると認識していたことがわかる。

もし米国民政府に沖縄移民の置かれている不安定な法的状況を改善する意思があったなら、大田社会局長から米国民政府ブランキンシップ政治顧問宛書簡に迅速に対応し、日本政府とその打開策を協議したはずであるがその痕跡は見当たらない。ただ、この時期ボリビアでは、後述 VI. にあるとおり米・ボ移住協定交渉が進捗しており、日本政府も1956年8月2日に発効した「日本国とボリビア政府との間の移住協定(以下「日・ボ移住協定」とする)」に基づき本土移民をボリビアに送出していた。身分証明書から日本旅券への切替及び国籍・戸籍関連事務の取扱いは沖縄移民を日・ボ移住協定に含める可能性があった。このため米国民政府としては大田社会局長からの申し入れには応じられない状況にあったことが推察される。

他方、外務省は沖縄移民に対する領事事務の取扱いを1955年外務省通達により明確に打ち出しており、在ボ日本公使館がそれに従わなかったのは極めて奇異であった。確かに1955年外務省通達が在外公館に送付されたのは1955年7月12日で、在ボ日本公使館が開設されたのはその4ヶ月余り後であった。とは言え在ボ日本公使館は1955年外務省通達の送付を受けたはずで、同公使館が本省からの通達を無視して対応しなかったことはあり

えないことである。本件に関する詳細は不明であるが、実態は本省から在ボ日本公使館に対し沖縄移民に対する領事事務を取扱わないよう指示があったと考えるのが自然であろう。しかし、沖縄移民が日本国民であることは紛れもない事実で、1955年11月15日の在ボ日本公使館開設後は在ボ米大使館を通じて同移住計画の詳細を把握するとともに、沖縄移民に対する領事事務、ことに戸籍関連事務の取扱いを打診するのとも一案であったと思われる。

ここで注目しなければならないのは沖縄に対する日本の残存主権についてである。米国の施政権下にある沖縄では日本の主権が及ばないことから沖縄住民の海外渡航の際、日本旅券が発給されず身分証明書が発給されていた。しかし、一旦沖縄を離れると本土や海外においては日本旅券の発給やその他の領事事務が取扱われていた。これは日本が沖縄に対する残存主権を有していたためである。在ボ日本公使館が沖縄移民に対する旅券発給をはじめとする領事事務を取扱わなかったことは、沖縄に対する日本の残存主権を自ら否定する動きであったとみられても仕方がないことであった。勿論、米国は沖縄に対する日本の残存主権を尊重しており、保護を除く沖縄移民への領事事務は在ボ日本公使館が取扱うものと理解していたとみられる。日本政府としては後述 VI. にあるとおり沖縄移民に関する米・ボ移住協定交渉への配慮は必要であったが、それ以上に沖縄移民に対する領事事務（ことに国籍・戸籍関連事務）の取扱いが重要であったはずである。

ところで上述の1955年外務省通達は、「米国民政府発給の身分証明書により海外に渡航している『琉球住民』より日本旅券発給の申請がある場合には旅券を発給することは何ら差し支えないが、日本旅券発給の際は、右身分証明書を参考資料として提出せしめ、これを破棄処分すべきである」としている<sup>22)</sup>。この日本旅券発給に伴う身分証明書の廃棄は、後日沖縄移民の沖縄帰省に不便を生じさせる要因となった。

#### IV. 琉球政府の戸籍法と身分証明書・日本旅券

沖縄移民は海外渡航に際し身分証明書又は日本旅券を所持しておく必要があったが、その申請には戸籍謄本（抄本）が不可欠であった。ところが沖縄では、沖縄戦により戸籍関連の書類が焼失・破損された市町村が多かった。米軍統治下の沖縄では、ニミッツ布告により1945年4月1日時点での日本法の効力持続が宣言されおり、本土で1947年12月22日に施行された新しい戸籍法は沖縄には適用されず、1914年3月31日制定の旧戸籍法が適用されていた<sup>23)</sup>。琉球政府が本土の戸籍法を検討する時間的余裕は充分あり、しかも数多くの移民を送り出し現地事情を熟知している琉球政府の戸籍法(1956年12月31日施行)第45条は、「出生の届出は、14日以内にしなければならない」となっており、本土の戸籍法第49条にある「国外で出生があったときは3ヶ月以内」と比べて届出期間が極端に短くなっている。また、同第47条は「出生の届出は、琉球外で出生があった場合を除い



ては、出生地でなければならない」となっている。

ここで注目されるのは、戸籍法第47条にある「琉球外で出生があった場合を除いては」の記述である。琉球外とは本土と海外を指すものとみられるが、同戸籍法には具体的な届出先（役所）についての言及がない。しかし、沖縄住民の戸籍事務は海外においては日本の在外公館から本省経由で福岡にある沖縄関係戸籍事務所に送付され、そこから沖縄の市町村役場に送付されるようになっていた。それにも拘わらず琉球政府の戸籍法に海外での届け先が明示されていないのは、米国が沖縄に対する日本の残存主権〔日本の在外公館を通じての届出〕に触れなくなかったためと推察される。

ところで琉球政府による立法は米国民政府の厳しい審査を経て成立しており、戸籍法も当然その対象となっていた。琉球政府の戸籍法第42条では、「届出期間が経過した後の届出であっても、市町村長は、これを受理しなければならない」となっている<sup>24)</sup>。さらに同法第24条では、「届出は、届出本人の本籍地又は届出人の所在地でなければならない」となっている<sup>25)</sup>。同法第28条4項では、「届出人と〔が〕届出事件の本人と異なるときは、届出事件の本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍の表示及び届出人の資格」を届書に記載する必要があるとなっている<sup>26)</sup>。これらの条項は沖縄戦により戸籍のすべてまたは一部が焼失・破損し、琉球政府が戸籍整備法に基づき戸籍整備を進めていたことを反映してのものと思われるが、海外に在住する沖縄住民からの直接申請（届出）にも対応する含みをもたせたものとも考えられる。

沖縄では焼失・破損した戸籍の整備を進めるため1954年3月1日に戸籍整備法が施行され、これとは別に琉球政府独自の戸籍法が1956年12月31日に施行された。日本政府内部（ことに法務省）では、沖縄戸籍に対する法的根拠の欠如（日本政府の法令に基づかない点）及びその整備の遅れから、沖縄戸籍の有効性を疑問視する意見があった<sup>27)</sup>。しかし、外務省は沖縄戸籍を認め本土・海外での旅券発給を行っていた。沖縄の戸籍整備が進捗した1962年2月以降、沖縄戸籍を本土戸籍と同等に取り扱うことになり、沖縄戸籍の有効性問題は解決された<sup>28)</sup>。

ところで1956年から日本海外協会連合会（海外移住事業団の前身、後の国際協力機構：JICA）による渡航費の貸付制度が沖縄にも適用されることになり、沖縄からの南米移民が急増した。沖縄移民が渡航費貸付を受けるには一旦本土に行き、日本旅券の発給を受けてからその貸付を受け移住地に向かった<sup>29)</sup>。例えば1957年5月18日、「あるぜんちな丸」で那覇からブラジルに渡航した沖縄移民は、寄港地神戸の兵庫県庁で日本旅券の発給を受けている<sup>30)</sup>。海外移住事業を所管する外務省は、できるだけ多くの移民を送出する任を負っており、沖縄移民については日本海外協会連合会による渡航費融資を通じ、本土で日本旅券の発給を受けることを奨励していたことがわかる。

身分証明書により渡航したボリビア沖縄移民が在ボ日本公使館〔大使館〕で領事事務(ことに戸籍関連事務)を扱ってもらえなかったことから、沖縄移民が出生、結婚、死亡などを含む戸籍関連手続を沖縄にいる親戚・友人などに依頼して行った可能性が推察される。これは上記戸籍法第24条、第28条4項、第42条から法的に可能であったとみられるためである。実際、1963年7月17日付琉球政府法務局長から経済局長への回答によると、「海外から直接本籍地のある市町村役場に〔戸籍関連事案を〕届け出ることができるが、出生届の場合14日以内の届出となっており、届出期限に間に合わない可能性があり、現地の在外公館に届け出るのが得策である」としている<sup>31)</sup>。しかし、後述のVII.4.「沖縄移民に対する戸籍関連事案の救済措置」にみられるように、ほとんどの沖縄移民は出生届を含む戸籍関連事案を本籍地のある市町村役場に直接届け出の方法をとっていなかったことが推察される。

ここで注目しておく必要があるのは、1956年12月31日の琉球政府戸籍法施行以前の沖縄では日本の旧戸籍法が適用されており、在外日本人の届出は「その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に届出をすることができる(同法第60条～62条)」となっている点である。しかし、琉球政府戸籍法第24条では、「届出は、届出事件の本人の本籍地又は届出人の所在地でなければならない」と規定しているだけで、海外在住の沖縄住民の戸籍事務取扱いの詳細には触れていない。ただ、同戸籍法附録第7号戸籍記載例96の1<sup>32)</sup>及び上記1963年7月17日付琉球政府法務局長から経済局長宛の回答<sup>33)</sup>に注目する必要がある。同戸籍法附録第7号戸籍記載例96の1は、「外国に在る琉球人男が外国人女と所在国の方式に従ってした婚姻の証書謄本が在外公館に提出されその送付を受けた場合の記載」方法を記している。この記載例からも明らかとなり、海外にある沖縄住民の戸籍関連事務は日本の在外公館を通じて行うことができる旨記しており、琉球政府法務局長も戸籍関連手続を日本の在外公館で行うよう指導している。このことから米国民政府(米国)は、沖縄移民の領事事務(少なくとも戸籍関連事務)は日本の在外公館が取扱うものと理解していたことがわかる。

## V. 身分証明書の期限切れと移民子女のボリビア国籍化

沖縄からのボリビア移住は19回にわたって実施されたが、1955年10月14日以前に発給された身分証明書は〔発給時より〕4ヶ年を経過後8年以内に更新しなければならない規定となっていた(その後発行された身分証明書は沖縄に帰着するまで有効)<sup>34)</sup>。沖縄移民がボリビアの永住資格を有していたとしても渡航書類(身分証明書)が失効すれば問題となる。上記III.にある1961年11月28日の米国民政府と琉球政府の会議においても、沖縄移民の所持する身分証明書の失効期限が迫っていることが指摘されていた<sup>35)</sup>。

米国民政府は、①在ボ米大使館又はボリビア移住地駐在所を通じて申請させ、新しい身分証明書を沖縄移民に手交する、②日本旅券への切替を容認する、の選択肢を迫られることになった。ただ、①については写真、申請書などの送付という問題があり、しかも対象者が500人ほどいたためボリビア移住地駐在所が一括して取扱うことになり、②については1961年中盤から近隣諸国への旅行者に限定し在ボ日本大使館が日本旅券を発給していた。また、15歳未満の移民子女は親の身分証明書に併記されていたが、15歳に達すると自分自身の身分証明書を所持する必要があった<sup>36)</sup>。

ところでボリビアで出生した子女は所定の手続きをへて沖縄の戸籍にその名前が記載されれば、それを法的根拠として身分証明書の発給が可能となるが、在ボ日本公使館〔大使館〕は沖縄移民の戸籍関連事務を取扱ってこなかった。ここで問題となるのは、上記500人ほどの新規身分証明書の申請対象者のなかにはボリビアで出生した子女もいたはずで、彼らを親の身分証明書に併記するには沖縄戸籍に名前が記載されている必要があった。しかし、在ボ日本公使館〔大使館〕が出生届を取扱ってこなかったため、ボリビアで出生した子女は沖縄戸籍に記載されず、親の身分証明書への併記もできなかつたと推察される。出生地主義をとるボリビアでは、沖縄移民の新生児はボリビア国籍が自動的に付与されるが、日本国籍留保届が提出されていないことから日本国籍は認められない。このためボリビアで出生した沖縄移民の子女はボリビア国籍となり、日本及び米国の保護を受けられなかった。

ここで注目すべき点は在ボ米大使館が沖縄移民への身分証明書申請手続きを取扱わなかった点である。身分証明書は沖縄に対する米国の施政権を誇示するため米国民政府により発給されており、当然米国の出先機関である在ボ米大使館が責任をもって取扱うべきものと思われた。確かに琉球政府は米国民政府の指揮・監督下にあり、米国民政府は琉球政府の下部機関（ボリビア移住地駐在所）を通じて身分証明書発給の取次を指示することができた。米国民政府と在ボ米大使館でどのような協議がなされたかは不明であるが、結果的にはボリビア移住地駐在所にその業務を押し付けている。

移民のなかには身分証明書を紛失・破損する者があつたと推察され、その再発給が問題となる。ボリビア移住地駐在所の業務月報をみると、1964年12月16日、同駐在所長から琉球政府移住課長に対し「長嶺〇〇の身分証明書再発行申請」が送付されている<sup>37)</sup>。これに対し、1965年1月15日、同駐在所長から琉球政府移住課長に対し「身分証明書の受領証送付について長嶺〇〇」が送付されている<sup>38)</sup>。このことから1961年8月1日のボリビア移住地駐在所開設後は、同駐在所が沖縄移民に対する身分証明書の再発給を仲介する事務も行っていたことがわかる。

また、1965年8月31日、那覇日本政府南方連絡事務所長から総理府特別地域連絡局管理渡航課長宛連絡では、琉球政府出入管理庁に在外での身分証明書再発給手続を照会して

おり、「当該人はすみやかに琉球に居住する親権者若しくは知人、あるいは直接琉球政府出入管理庁に対し（実際には申請書並びに手数料の件があるので直接依頼があっても当該人の代理人に通知して呼び出している）出入管理令第8条の書類を提出することにより、身分証明書の再交付を受けることができる」としている<sup>39)</sup>。これは上記長嶺〇〇の事例を裏付けているが、1954年8月の沖縄移民の移住地到着から1961年8月のボリビア移住地駐在所開設までの期間、身分証明書の再発給がどのように取扱われていたかは不明である。いずれにしろ在ボ日本公使館〔大使館〕が領事事務（ことに戸籍関連事務）を取扱わなかったことは、単に日本旅券の発給だけでなくボリビアで出生した沖縄移民の子女に対する米国民政府による身分証明書発給をも不可能にし、しかもこれら子女は日本国籍を留保できずボリビア国籍となった。

## VI. 米国・ボリビア移住協定交渉と在ボ日本大使館の対応

日本政府は1956年8月2日に発効した日・ボ移住協定に基づき、1957年から本土からの移民をサンファン移住地（サンタクルス郊外）に送り出していた。他方、米国内務省は1950年代中盤からボリビア政府と沖縄移民送出的ための移住協定を結ぼうとしていたが、思うように進まなかった。このため米国は必要に応じボリビア政府の合意を得ながら同移住計画を推進してきた。米国、米国民政府、及び琉球政府は沖縄移民に対し経済援助、保護、教育、医療などの支援を行っていたが、沖縄移民の生活は相変わらず厳しい状況にあった。

沖縄移民送出的のための米国・ボリビア間の移住協定（以下「米・ボ移住協定」とする）締結に向けた両国の交渉は1961年頃から本格化した。川崎栄治大使は、1961年の着任早々から米・ボ移住協定交渉に関しボリビア政府、在ボ米大使館との意見交換・情報収集を重ねてきた<sup>40)</sup>。外務省が沖縄移民に関する米・ボ移住協定締結を危惧したのは、同協定案第11条、第12条及び第20条に、①ボリビア市民権取得を希望する沖縄移民への適切な支援、②身分証明書を合法的旅券として認めること、③すべての既往沖縄移住者を同協定に含めることが盛り込まれていたこともあるが、同協定が成立した場合ボリビアの沖縄移民と他の諸国に在住する沖縄住民及びボリビアに移住した本土出身移民との間で身分上の取扱いに差異が生じる点であった<sup>41)</sup>。ことに第20条は戦前にボリビアに移住した沖縄移民（日本国籍）を指すものと思われ、彼らを移住協定に含めることは米国の沖縄に対する施政権の濫用であり、日本政府としては容認できないものであった。同協定が発効するとボリビアに居住する沖縄移民（日本国籍者を含む）は日本人ではなく「琉球人」としての処遇が固定化される可能性があった。

1961年8月1日、川崎大使と荒井一等書記官は在ボ米大使館でウィリアムズ次席代表、ブラック経済担当と面談、同大使は「多くの沖縄移民が日本旅券の発給を希望しているが、

発給した数はそれほど多くはなく、これは手持ちの旅券が少ないためである」と述べている<sup>42)</sup>。これに対し米国側が、「日・ボ移住協定では5年間に6,000人の[日本人移民]受け入れとなっているが、沖縄移民に日本旅券を発給すれば受け入れ枠を食うことになる」と述べたのに対し、同大使は「日本旅券を発給する沖縄移民は[既にポリビアに在住していることから]、移住協定で認められた無税通関などの特権を受けられないため枠外の扱いとなる」と述べた<sup>43)</sup>。ここで注目されるのは米国側が「沖縄移民への日本旅券発給＝日・ボ移住協定への組み入れ」と認識していた点である。

沖縄移民は身分証明書の日本旅券への切替を強く望んでおり、川崎大使は国外旅行者に限定してそれを認めてきた。もし後述 VII.2.にある「沖縄移住者の身分証明書を全面的に日本旅券に切り換え、日本国籍に復帰せしめること」を川崎大使が容認し身分証明書を日本旅券に一括切替したとしたら、沖縄移民を日・ボ移住協定に組み入れる可能性だけでなく、米・ボ移住協定の前提となっている「琉球人」の消失をも意味し、米国の強い反発を招く恐れがあった。このため川崎大使は身分証明書から旅券への切替には慎重な姿勢で臨む必要があり、日本旅券への切替を国外旅行者に限定して行うことにより米国側に安心感を与えている。

1961年9月12日、川崎大使は在ボ米国大使を訪問、①日本政府はサンタクルスに領事館開設を計画中、②米国政府が同意するなら日本政府は沖縄移住地へのより直接的な業務提供と発展に関与することを希望していると述べた。米国大使は日本政府の「関与」の詳細について同大使としての解釈(文書、旅券、その他の必要な手続き[同大使の質問は不明瞭だが領事関連事務を指すものと推察される]、在ボ米国大使館がこれまでに担ってきた沖縄移住地に対する役割を在ボ日本公使館が肩代わりする[沖縄移民の日・ボ移住協定への組み入れ?])を川崎大使に披露し質したが、川崎大使は明言を避けた<sup>44)</sup>。このため米国大使は、「担当者を任命するので貴館の一等書記官と協議しては」と提案。この川崎大使の発言は、沖縄移民に対する本格的な領事事務取扱いと沖縄移民の日・ボ移住協定への組み入れを企図していたものとみられる。この川崎大使から米国大使への申し入れは本省の了解なしにはできないものであることから、外務省としても沖縄移民の日・ボ移住協定への組み入れ、領事事務の取扱いを模索するよう川崎大使に指示していた可能性が推察される。

この川崎大使の申し入れは米国側をあわてさせたようで、その翌日(1961年9月13日)には在ボ米大使館ブラック経済担当が在ボ日本公使館を訪問、荒井一等書記官と会談している。ブラック経済担当は、「沖縄移民に関する米・ボ移住協定は未だに締結されていない。米国大使館は沖縄移民の現地代表[ポリビア移住地駐在所長]から沖縄移民についての報告をほとんど受けておらず、機材の通関でトラブルが生じたときにだけ大使館に援助

を求めてくる」と苦言を呈している。これに対し荒井書記官は、「身分証明書での海外旅行は何かと問題があるため、沖縄移民の多くがボリビアから海外に旅行する際は当大使館に日本旅券の発給を求めてくる（これに対し何ら反論なし）。沖縄移民を日・ボ移住協定に含めては」と尋ねた。この荒井書記官の発言は川崎大使の意向を受けてのものと同推察される。これに対しブラック経済担当は、「本省・米国民政府が同意するか不明。木曜日〔同年9月14日?〕に国務省の法律顧問オハラが来るので大使とともに会う。米・ボ移住協定の実現性について協議することは間違いない」と述べた<sup>45)</sup>。このように在ボ日本大使館は在ボ米大使館と接触、米・ボ移住協定交渉の進捗状況を聴取するとともに、沖縄移民に対する本格的な領事事務取扱いや日・ボ移住協定への組み入れの可能性を米国側に打診している点は注目に値しよう。

1961年9月19日、米国陸軍民事・軍事局から米国民政府高等弁務官宛報告によると、「日本政府は近くサンタクルスに領事事務所開設を予定しており、沖縄移民により直接的に関与。〔在ボ日本大使館は〕沖縄移民を日・ボ移住協定に含める可能性を示唆。在ボ米大使館は、①懸案となっている沖縄移民に関する米・ボ移住協定の早期締結、②沖縄移民を日・ボ移住協定に含める選択肢を提示。しかし、②案には反対」となっている<sup>46)</sup>。

上述のように日本政府は米・ボ移住協定交渉の進捗を注視しており、1962年11月13日、外務省は米・ボ移住協定に関する会議を開いた。同会議で米・ボ移住協定交渉はボリビア・米国両政府とも熱心でなく取りやめになるとみられることが披露され、沖縄移民を日・ボ移住協定に含める、本土出身者と一元的に扱う、海外移住事業団による支援推進、旅券発給の促進などについて速やかに対策を確立することを決定した<sup>47)</sup>。

1962年12月、沖縄移住地を視察したボリビア政府ホルダン農民対策・農業大臣は、米国の支援機関の職員が移住地を定期的に訪問し移住者の要望を聴取していないことを聞き、その是正の必要性を表明するとともに、「在ボ米大使館は沖縄に対する知識を充分有していないのみか、沖縄の置かれている特別な〔法的〕地位についても説明できない」と述べた<sup>48)</sup>。さらに同大臣は、「日本移民を受け入れるため日・ボ移住協定が成立しており、新たな米・ボ移住協定は必要ないと感じている」と述べた<sup>49)</sup>。同大臣は大統領の右腕として知られており、同大臣が沖縄移民〔同大臣は沖縄移民を日本人と認識〕を日・ボ移住協定に含める可能性を示唆したことは注目に値しよう。ただ、沖縄移民を日・ボ移住協定に組み入れた場合、米国がこれまでに沖縄からのボリビア移住計画に投じてきた資金が無駄になることから、米国の反発が予想された。

1963年1月14日、米国民政府経済開発局長を訪問した安次嶺日南貿易社長、渡名喜琉球海外移住公社理事長（両者は1962年12月、ホルダン農民対策・農業大臣に随行してボリビア移住地を訪問）は、「米国の援助機関の職員が定期的に移住地を訪れ、移民の要望

を聞いたり指導したりすることはない。沖縄移民は日本旅券の発給を希望。沖縄移民の誰一人としてボリビアの市民権を申請していない。日本旅券がなければ日本政府の支援を受けられないと表明。川崎大使も本土移民と沖縄移民を区別すべきではなく、同等に取り扱うべきであると表明」と述べた<sup>50)</sup>。

1963年1月22日付米国民政府経済開発局のメモは、日本政府のサンファン移住地に対する投資額が米国の沖縄移住地に対するその7倍に達しているとの安次嶺日南貿易社長及び渡名喜琉球海外移住公社理事長の報告を披露<sup>51)</sup>。ボリビア移住地駐在所の記録によると（予算年度が違うため必ずしも正確ではないが）、米政府の投資額が18万ドルであるのに対し日本政府のサンファン移住地へのそれは88万ドルとなっていた（4.9倍）。これはあくまで入植開始から1964年までの投資額で、融資を含む援助額をボリビア移住地駐在所の記録にみると、米政府の援助額が71万ドルであるのに対し日本政府のサンファン移住地への援助額は142万ドルとなっていた（2倍）<sup>52)</sup>。また、沖縄移住地の人口が3,414人であるのに対しサンファン移住地は1,494人であることから、1人当たりの援助額は沖縄移住地の208米ドルに対しサンファン移住地は950米ドルと大きな差がみられる。さらに移住地の事務員、専門職、技術者などの数をみると、沖縄移住地が10人であるのに対しサンファン移住地は59人となっていた。また、米国の援助機関であるポイント・フォーが言葉の問題もあってか沖縄移民に対する指導を充分行わず、移民の要望も汲み上げていないのに対し、サンファン移住地ではきめ細かい支援を移住者に行っていたことが推察される。このことも沖縄移民が日本政府の支援を要望する一因となっていた。

1963年6月12日、米・ボ移住協定に関する協議でボリビア政府グムシオ経済大臣は、「もし沖縄移民が米国にとって重要なら、米国からボリビアに対する通常援助の枠外で〔沖縄移民に対する適切な援助〕を行うべき」と述べた<sup>53)</sup>。川崎大使による在ボ米大使館、ボリビア政府との意見交換の過程で沖縄移民に対する米国の経済支援の少なさがボリビア政府にも伝わっていたことが推察される。

ここで注目しなければならないのは、在ボ米大使館が沖縄移住地の状況をあまり把握していなかった点である。琉球政府はボリビア移住地駐在所から毎月報告書の送付を受けており、重要な情報は逐次米国民政府に伝えていた。米国民政府はボリビアへの沖縄移民の送出は沖縄の米軍基地維持及び恒久統治と密接に関係していることを認識していたにも拘わらず、沖縄移民の状況を在ボ米大使館に適切に伝えていなかったことは問題であった。1963年9月4日付在ボ米大使館から国務省への報告によると、「沖縄移民の多くは身分証明書より日本旅券を好むと思われるが、現時点においてそれは重大な問題ではない。大使館領事部は沖縄移民の保護と福祉に特別な責任を負っている」と述べている<sup>54)</sup>。このことから在ボ米大使館は沖縄移民に対する経済支援、保護、福祉にのみに関心があり、沖縄移

民に対する領事事務（国籍，旅券，戸籍関連事務など）にはほとんど関心がなく，むしろこれら領事事務は在ボ日本大使館が取扱うべきものと認識していたことが推察される。

米・ボ移住協定交渉については，ボリビア・米国両政府ともあまり熱心でなかったことに加え，1964年11月の軍事クーデターに伴うパス大統領の失脚，海外移住事業団の支援強化などもあり，立ち消えとなった。

## Ⅶ．ボリビアの沖縄移民に対する領事事務取扱い開始

### 1. 日本旅券の限定的発給，領事事務取扱い開始とボリビア政府の帰化促進の動き

日本政府は沖縄に対する残存主権を有しており，ボリビア以外の日本の在外公館は沖縄移民に対する領事事務を取扱ってきた。在ボ日本公使館〔大使館〕だけが沖縄移民に対する領事事務を取扱ってこなかったことは，日本政府の沖縄に対する残存主権主張と首尾一貫しない事態であり早急に是正する必要があった。

沖縄移民に対する領事事務取扱いは段階的に実施された。旅券の限定的な発給は1961年中盤から始まり，在留証明書の発給は1962年11月末時点で行われていたことが確認できる。国籍・戸籍関連事務は1954年8月の移住地到着から放置されたままであったことから，同期間に取扱われなかった事案の調査と国籍・戸籍関連事案の重要性を沖縄移民に承知させる時間が必要であったため，その取扱いは1964年6月17日までずれこんだ。米国は国籍・戸籍関連事務は日本の在外公館が取扱うべきものと認識しており，その取扱い開始に際し米国側から何の異議もでなかった。沖縄移民に対する領事事務（ことに国籍・戸籍関連事務）の取扱いは沖縄移民が日本国民であることを意味するが，戸籍制度を有しない米国は日本政府・琉球政府の国籍・戸籍制度を充分理解していなかったとみられ，日本旅券の有無で沖縄移民が日本人であるか否かを判断していたようだ。

1960年代初頭の沖縄移民は日本旅券の発給と海外移住事業団による支援を強く希望していたが，上記Ⅵにある1961年8月1日の在ボ米大使館ウイリアムズ次席代表・ブラック経済担当の発言にあるとおり，沖縄移民の身分証明書から日本旅券への切替は沖縄移民の日・ボ移住協定への組み入れの可能性を有しており，米・ボ移住協定交渉に影響を及ぼす恐れがあったが，米国側は沖縄移民に対する旅券発給に異議を唱えていない点は注目に値しよう。いずれにせよ沖縄移民への旅券発給は米・ボ移住協定交渉への影響があることから慎重な対応が必要で，川崎大使は国外旅行者に限定して日本旅券を発給していた。川崎大使がいつから旅券発給を始めたかは不明であるが，「我方としては沖縄移住者に移住地に於て日本旅券の発行を認め居り又移住振興の融資についてもサンファン植民地と著しく均衡を失しない範囲に於いては差支えない限り融資する方針・・・」とあるように<sup>55)</sup>，少なくとも1961年7月31日時点では本省の了解のもと沖縄移民に対す



る旅券発給が行われていたことがわかる。ただ、1961年8月1日の川崎大使の発言から推察すると、同大使は1961年7月31日以前から本省の了解のもと沖縄移民に対し日本旅券を発給していた可能性が大であった。さらに同大使は1962年11月時点で、恩給・年金受給に必要な在留証明書を沖縄移民に発給している点にも言及している<sup>56)</sup>。いずれにしろ1961年7月末時点で、外務省が沖縄移民に対する本格的な領事事務取扱いと経済・技術支援開始に向け準備を進めていたことがわかる。

他方、沖縄移民に対する保護及び日本旅券発給について米国側の認識を調べてみると興味深い点が見えてくる。1961年8月15日、米空軍使節団が沖縄移住地訪問のため在ボ米大使館を訪問、「スミス[ボリビア外務省北米担当]及びブラック経済担当が知る限り、沖縄移民は日本旅券を所持していない。米国大使館は沖縄移民を米国民とは思っていないし、日本人とも思っていない。[ブラック経済担当は]沖縄移民は日本大使館に支援[保護]を申請できるし日本旅券の発給を受ける権利がある」と一行に述べた<sup>57)</sup>。この発言は1962年3月19日のケネディ大統領による沖縄に対する日本の主権認知発言以前のことであり、米国が沖縄移民への日本旅券発給・保護に反対していないことがわかる。これまで米国が拒否してきた日本政府による沖縄移民保護と日本旅券の発給を容認する発言をした点が注目される。この日米間での沖縄移民に対する保護及び日本旅券発給の認識の差異は興味深い点である。ブラック経済担当は在ボ米大使館における米・ボ移住協定交渉の事務方責任者とみられ、同担当が沖縄移民に対する日本政府の保護・旅券発給を容認する発言をしたことは、米国が米・ボ移住協定交渉に対する熱意を減じさせていたことを窺わせる。

他方、下記 VII.2. にある 1963 年 9 月 9 日、沖縄移住地を訪問した海外移住事業団石井予算担当官に対し、「沖縄移住者の身分証明書を全面的に日本旅券に切り換え、日本国籍に復帰せしめること」を沖縄移民が要望しており、この時点で在ボ日本大使館が移住地に住む沖縄移民に対し、無条件での日本旅券発給は行っていなかったことがわかる。さらに川崎大使が上記 VI. で、「発給した数はそれほど多くなく、これは手持ちの旅券が少ないためである」と述べている。川崎大使は「[1961年の着任時からの]3年間に沖縄移民に発給した日本旅券は約200枚で、その対象者は[隣国への]近親訪問目的」と述べている<sup>58)</sup>。川崎大使が沖縄移民への旅券発給に慎重な姿勢を維持していたのに対し、米国側がそれに拘っていなかった点は興味深い点である。

ところで川崎大使は上記旅券発給に関し、「内実は困窮の末沖縄にも帰国出来ず止む無く伯[ブラジル]、亜[アルゼンチン]に転住したものであった事を知って愕然とした次第である。若し同様の事態が内地人移住地に起こっていたと仮定するならば、とりも直さずこれは第二のドミニカ移住問題と同様性質のものであったと考えられる」と記している<sup>59)</sup>。このことは沖縄移民が不適切な土地に送出され、米国による適切な支援を受けて

いなかったことを物語っている。川崎大使が沖縄移民の近隣諸国への転住をいつ認識したかは不明であるが、かなりの数の沖縄移民が日本旅券の発給を得ないまま身分証明書で近隣諸国に転住していたことも事実である。

転住者がボリビアからブラジル、アルゼンチン、ペルーに入国する際、これら諸国の出入国管理官が身分証明書を有効な渡航書類として認めたか否かは判然としない。米国政府は沖縄移民の通過国及び南米諸国に対し身分証明書の効力を通告していたものとみられるが、その通告が末端の出入国管理官にどれだけ徹底して伝えられていたかは疑問である。また、沖縄移民は転住国への入国査証・永住権取得などでも困難に直面したようである。例えばブラジルへの転住者の中には観光査証で入国、ボリビアで出生した幼児をブラジルで出生したことにし（ブラジルの出生地主義を活用）、「ブラジル人の親」の養育義務において永住資格を取得した者もあったという<sup>60)</sup>。

1964年9月22日、コロニア沖縄10周年記念式典に参加した川崎大使は、「多数の脱耕者〔転住者〕を出すに鑑み移住者を親心で指導育成するよう」激励している<sup>61)</sup>。川崎大使は海外移住事業団の支援を沖縄移住地に向けることを模索しており、転住者の急増は同大使の努力を無にしかねない恐れがあった。

川崎大使は沖縄移民への限定的な旅券発給に対し在ボ米大使館の否定的な反応がなかったことから、在サンタクルス領事事務所（以下「領事事務所」とする）開設を進言したと思われる。1962年6月、領事事務所が開設され横山信一領事が着任した。同領事事務所の開設は表面的にはサンファン移住地の本土移民に対する領事事務取扱いと同移住地の状況把握が目的であるとみられるが、沖縄移民に対する領事事務取扱い、沖縄移住地の状況把握、海外移住事業団による支援も念頭に置いていたものと推察される<sup>62)</sup>。

横山領事は戦前の在秘日本公使館在勤時代川崎大使の部下で、しかも同時期リマで日系新聞社に勤務していた伊集ボリビア移住地駐在所長とも親しい間柄で、スペイン語は極めて堪能であった。1963年3月29日、横山領事と在ボ日本大使館員2名（藤田、船越）が在ボ米大使館を訪問し同領事の沖縄訪問予定を披露。米国側は同領事の沖縄訪問目的と役割を詮索したが、同領事は沖縄訪問は本省と在日米国大使館との協議により米国側の合意を取り付けている旨述べた。同領事は沖縄訪問目的を「琉球政府、米国民政府、琉球移住公社などを訪問するとともに、ペルー時代の友人と旧交を温めるため」と述べた<sup>63)</sup>。ボリビア着任間もない（9ヶ月）横山領事を沖縄に出張させることは極めて異例で、外務省が沖縄移民に対する本格的な領事事務取扱いと海外移住事業団による沖縄移民支援に動き始めたことを裏付けている。

横山領事の沖縄出張から間もない1963年7月9日、琉球政府経済局長による「外国に移住している者の戸籍に関する手続きについて」にみられるとおり（後述 VII.3. 参照）、

外務省は沖縄移民に対する国籍・戸籍関連事務取扱いに向け着々と準備を進めていたことがわかる。これは沖縄に対する日本の残存主権に基づく領事事務取扱いの欠如を是正する動きで、ボリビアを除いた南米諸国で沖縄住民に対する領事事務取扱いが行われており、米国がそれに何ら異議を唱えていないことを念頭に置いた措置であったと推察される。このような準備をへて1964年1月2日、ボリビア移住地駐在所を通じた沖縄移民に対する領事事務取扱いが始まったようだ<sup>64)</sup>。

他方、身分証明書から日本旅券への切替が制限されているなか、1964年4月14日、サンタクルスを訪れたボリビア政府厚生衛生大臣は、ボリビア移住地駐在所長、第1コロニア組合長、コロニア沖縄10周年記念式典受入委員長を呼び、「通常の方法で帰化権を取得するには相当の日数と費用がかかる。自分(同大臣)は大統領の許可を得てコロニア沖縄の希望者に帰化権を与えるよう手続きの斡旋を行いたいのでリストを作成するよう」申し入れ、これを受け同年5月2日付で77名のリストが提出された<sup>65)</sup>。さらに同駐在所長は、「移住地内で農業をしている分には帰化の要はないが、コロニア[移住地]内外で農業以外の仕事に従事している者は帰化権を取得すると[様々な]便宜がはかられ、特に組合組織が発達している当国では必要があるとの先輩や横山領事の意見があったので新垣委員長が代表者となって帰化権申請をした」と記している<sup>66)</sup>。同駐在所長の琉球政府への報告書の内容は必ずしも明瞭ではなく、しかも沖縄移民の先輩諸氏、領事事務所の横山領事が帰化申請を容認するかの助言をした理由も不明である。

沖縄移住地の農業従事者以外の沖縄移民は生き残りのためサンタクルスを中心に様々な職業についていた。二重国籍を認めない日本政府にとって、沖縄移民のボリビアへの帰化は日本国籍喪失を意味する。それを承知で横山領事がボリビア帰化申請を容認したとすれば、沖縄移民の経済的状況がそれほど深刻であったことを意味しよう。ボリビア政府厚生衛生大臣の帰化促進の申し入れは、外国人が農業以外の職業に従事することを好ましく思わないボリビア政府の意向を伝えたものと思われる。ただ、1964年6月17日から沖縄移民に対する国籍・戸籍関連事務取扱いが開始されたことから、帰化申請者はほとんどいなかったものとみられる。

## 2. 沖縄に対する日本の主権認知とその影響

1962年3月19日、ケネディ大統領による沖縄に対する日本の主権認知発言は<sup>67)</sup>、沖縄移民を日・ボ移住協定に組み込む、本土出身者と一元的に扱う、海外移住事業団による支援の推進、旅券発給の促進という1962年11月13日の外務省決定に結びついたとみられる。これを受け在ボ日本大使館は沖縄移民への本格的な領事事務取扱いの準備に着手するとともに、海外移住事業団による沖縄移民への支援を促進することになった。この外務省の決

定を受け、1963年9月9日沖縄移住地〔沖縄コロニア第1農業協同組合〕を訪問した海外移住事業団予算担当官石井貫一に対し、下記のとおり要望がなされた<sup>68)</sup>。

1) ボリビア在住の全沖縄移住者を日本大使館の管轄下に置き、日本人としての保護育成を請願。

- ① 沖縄移住者の身分証明書を全面的に日本旅券に切り換え、日本国籍に復帰せしめること、沖縄移住者の生命財産の保護と渉外権の日本移管すること、
- ② 移住者指導育成機関の設置：農事試験場、各種統計を基本に営農計画の指導、将来の営農方針の確立等、
- ③ 子弟教育の指導援助と教育設備の助成、
- ④ 日本並びに沖縄移住地の総合的獲得と総合入植対策、
- ⑤ 全日本移住者連合会結成と指導並びに運営費助成、
- ⑥ 日本語並びにスペイン語教師の派遣と育成、
- ⑦ 営農基本設備（灌漑排水設備、畜産、農業倉庫、農産物販売統制、農産加工場、生産消費物資の輸出入機関）に対する長期低利の融資。

2) 海外移住事業団への請願事項

- ① 灌漑排水に対する設備費の融資、
- ② 畜産資金の融資、
- ③ 農業倉庫の建設と農産物販売統制資金の融資、
- ④ 農産加工工場の設置経営（製麻袋工場、肉、乳、製粉、製麺等）、
- ⑤ 生産消費物資の輸出入機関の設置。

ここで注目に値するのは、1963年9月9日時点で在ボ日本大使館が沖縄移民に対する旅券を含む領事事務を本格的に取扱っていなかった点である。これは在ボ日本大使館が米・ボ移住協定交渉への配慮から、慎重な対応をとる必要があったためとみられる。

1961年7月、川崎大使は沖縄移民に対する日本海外移住振興株式会社（1963年に海外移住事業団となる）からの融資実現に努力する旨表明、1961年12月11日に営農資金7万ドルの融資が決定された<sup>69)</sup>。これは上記VI.で川崎大使が1961年9月12日、在ボ米国大使に対し「米国政府が同意するなら日本政府は沖縄移住地へのより直接的な業務提供と発展に関与する」旨を在ボ米大使館に申し入れており、その一環として実現したものとみられる。このため営農資金融資については琉球政府から日本政府に陳情する形をとっており、米国民政府は琉球政府の要請を在日米国大使館を通じて外務省移住局長に送付しているが、在ボ米大使館からは何の異議もでなかった。1964年2月7日から、海外移住事業

団が沖縄移住地の米販売に関する融資を開始しているが<sup>70)</sup>、これは上記海外移住事業団石井予算担当官に対する沖縄移民からの要請2) ③の農産物販売統制資金の融資に応えたものと推察される。本件については琉球政府→米国民政府→在日米大使館→外務省という手続きの流れを経ておらず、外務省独自の判断で実施している点が注目される。これは1962年11月13日の外務省決定を受けてのものと考えられる。この沖縄移民に対する海外移住事業団からの支援は、これまで米国が固執してきた米国政府資金によるボリビア移住計画に変化が起き始めていることを示唆している。

1966年5月9日の第9回日米協議委員会において、外国にいる沖縄県出身者の保護は第一義的には日本政府があたること、沖縄住民の海外渡航には日本政府の旅券を発給することが合意されたが、これもケネディ大統領の沖縄に対する日本の主権認知表明を受けてのものと思われる。この合意をもとに外務省は、1955年外務省通達に代わる1966年5月20日付『海外にある「沖縄住民」の保護及び同領事事務の処理について』（以下「1966年外務省通達」とする）を在外公館に送付した<sup>71)</sup>。

### 3. ボリビア移住地駐在所と領事事務

沖縄からのボリビア移住は米国民政府・琉球政府の共同事業であることから、琉球政府は責任者を移住地に派遣し、移民の要望や新たな移民の受け入れを在ボ米大使館、米国の援助機関ポイント・フォー（Point Four, 1961年11月からはUSAIDとなる）、ボリビア政府などと交渉する必要があった。琉球政府は1950年代後半ボリビア移住地駐在所を設置しようとしたが、米国民政府によるその重要性の認識不足、立法院での審議の遅れによりなかなか実現しなかった。このため苦肉の策として1958年10月1日、琉球海外協会ボリビア駐在事務所長として伊集朝規を任命、同人は1959年1月1日サンタクルスに着任した<sup>72)</sup>。伊集は安い給与（93.12米ドル/月）に加え事務職員や車が手当されておらず、活動費も極めて限られていた<sup>73)</sup>。伊集は在ボ米大使館に対する報告を行う時間・予算も不十分であったことが推察される。それにも拘わらず伊集は、在ボ米大使館、ボリビア政府、ポイント・フォーとの交渉内容や移住地の情勢・要望を琉球政府に報告していたものとみられる。1961年8月1日「ボリビア移住地駐在所」が設置され、伊集が初代所長に就任した。同駐在所は琉球政府の出先機関ではあったが、戸籍関連業務は取扱っていなかった。これは戸籍関連業務は日本の在外公館を通じて行われることになっていたためである。

伊集は戦前ペルー・リマの日系新聞社に勤務しており、同地に在勤していた川崎大使、横山領事とも懇意な間柄であった<sup>74)</sup>。この伊集と川崎大使、横山領事の個人的な関係が在ボ日本大使館による沖縄移民への領事事務取扱いや海外移住事業団による支援に繋がったことは想像に難くない。伊集は1963年12月16日までボリビア移住地駐在所長を務めて

いたが、同期間の報告書は沖縄県公文書館に限定的に保存されているに過ぎない<sup>75)</sup>。

1963年に入り伊集と琉球政府との関係がギクシャクし始め、1963年6月頃から親しい友人に辞意を漏らしていた。伊集の辞職理由は琉球政府の予算削減、移住地を見回るための車両購入の不許可、給与の低さなどもあるが<sup>76)</sup>、同人がかねてより推進してきた大豆の製油工場計画を琉球海外移住公社が突如1個人(安次嶺某)に運営を委ねることを決定、結果的に移住者が巨額の損失を被ることになったことであつたようだ<sup>77)</sup>。伊集の辞職後は知花弘治主事(1962年1月3日に着任)が所長代理を務めることになり任務の引継ぎを行った<sup>78)</sup>。1964年1月8日に着任した赤嶺隆新所長には経済局長久手次長が同行していたことから、大豆の製油工場計画について沖縄移民への説明・対応がなされたことが推察される。

伊集の著書には在ボ日本大使館による沖縄移民に対する領事事務取扱いについての言及はないが、移住地のインフラ整備、教育、医療、大豆の製油工場計画などに注力していたことが記されている。沖縄移民の熱望する日本旅券発給を含む領事事務についての言及がないのは奇異であるが、これは同人辞職時まで本格的な領事事務が取扱われていなかったためとみられる。

1963年7月9日、琉球政府経済局長は法務局長に対し「外国に移住している者の戸籍に関する手続きについて」と題する戸籍関連手続きについて照会しており、これに対し法務局長は同年7月17日、その手続きの詳細を回答している<sup>79)</sup>。外務省がボリビアの沖縄移民に対する国籍・戸籍関連事務の取扱い開始を発表する前に琉球政府がこのような動きにでたのは、とりもなおさず外務省が沖縄移民に対する国籍・戸籍関連事務の取扱い開始の可能性を琉球政府に内々に伝え、ボリビア移住地駐在所を通じて沖縄移民にその詳細を承知させることを企図していたことが窺われる。これが1964年6月17日からの在ボ日本大使館の国籍・戸籍関連事務取扱い開始に繋がったとみられる。

ところで海外に在留する邦人が領事事務(例えば国籍・戸籍関連事務)の手続きを行う場合、在留地にある日本の在外公館に本人が出頭して行るのが原則となっている。ところがボリビアの沖縄移民に関しては、申請者→所属するコロニア組合長→ボリビア移住地駐在所→領事事務所→在ボ日本大使館→外務省→沖縄関係戸籍事務所(福岡)→沖縄の市町村役場という流れで処理された。ことに申請者→所属するコロニア組合長→ボリビア移住地駐在所→領事事務所→在ボ日本大使館という手続きの流れがとられた理由は不明であるが、沖縄移民が移住地から領事事務所まで出かけて手続きを行うのは困難なため(その距離約100km)、ボリビア移住地駐在所が在ボ日本大使館の了解を得たうえで便宜上取扱ったことが推察される。更に沖縄移民が領事事務の手続き、ことに申請書の記入方法・必要書類の入手などを熟知していなかったことから、領事事務所はボリビア移住地駐在所長、

コロニア組合長に事前に指導したものとみられる。ただ、上記ボリビア移住地駐在所を通じての領事事務（ことに旅券申請）取扱いには、沖縄移民の隣国への転住を抑制したいという在ボ日本大使館の思惑もあったものとみられる。

沖縄移民に対する領事事務の申請はボリビア移住地駐在所長を通じ在ボ日本大使宛送付する形式をとっているが<sup>80)</sup>、実際には領事事務所が受理し在ボ日本大使館が処理していた。領事事務所は領事事務に関する書類を在ボ日本大使館に取り次ぐだけの権限しか有しておらず、このため事務処理にある程度の時間を要した<sup>81)</sup>。

ここで注目に値するのは、領事事務関連（旅券、各種証明事項）の書類が1964年1月2日からボリビア移住地駐在所を通じて在ボ日本大使館に数多く送付され処理されているのに対し、同駐在所が最初に出生届を在ボ日本大使館に送付したのは1964年6月5日である。これは本省から在ボ日本大使館に戸籍関連事務取扱い指示（1964年6月17日）が送付されるのを見越してのものであったと推察される<sup>82)</sup>。同通達には沖縄移民がボリビアに到着した日から戸籍関連事務の取扱い開始までに処理されなかった事案について法務省と協議している旨記していることから、沖縄移民の国籍・戸籍関連事案の実態把握に時間を要していたことがその取扱い開始の遅れに繋がったものと思われる。

#### 4. 沖縄移民に対する国籍・戸籍関連事案の救済措置

1954年8月15日の沖縄移民のボリビア移住地到着から1964年6月17日まで、沖縄移民は在ボ日本公使館〔大使館〕で国籍・戸籍関連事務を取扱って貰えなかった。国籍・戸籍は個人の権利・義務と密接に関連しているが、ことにボリビアで出生した新生児の出生届・国籍留保届などが受けられなかったことから、その救済が必要であった。このため日本政府は沖縄移民に対する救済措置を講じることになったが、それに先立ち琉球政府社会局はボリビア移住地駐在所に対し救済措置対象者の名簿作成と送付を指示したものとみられる<sup>83)</sup>。

1964年9月1日、外務省移住局長は「ボリビア在住沖縄出身者の出生及び国籍留保の届出について」と題する要望書を法務省民事局長に送付している。同要望書は沖縄移民に対する国籍・戸籍関連事務の取扱いができなかったこと背景説明（対米関係への配慮）に触れるとともに、外務省移住局はボリビア移住地駐在所長から、「同駐在所は沖縄の法制上国籍戸籍届を受理する権限がないので、右届出受理方検討ありたい旨申し入れがあった」と記している<sup>84)</sup>。そもそも在ボ日本公使館〔大使館〕が1954年8月15日から1964年6月17日までの10年近く沖縄移民に対する国籍・戸籍関連事務を取扱わなかったことが最大の要因で、同要望書はあたかもボリビア移住地駐在所が在ボ日本大使館に善処方歎願してきたので対処したいとの印象を与える内容となっている。また、同要望書は、必要

用紙の取寄せ，パンフレット作成，沖縄移民への広報などに6ヶ月を要することから，それ以降に実施することを要請している<sup>85)</sup>。

これに対し1965年1月28日，法務省民事局長は外務省移住局長に対し，戸籍法第104条3項の規定に基づき沖縄移民の国籍・戸籍関連事務に関する救済措置がとられることとなった旨回答。同項は，「天災その他第一項に規定する者の責めに帰することができない事由によって同項の期間内に届出をすることができないときは，その期間は，届出をすることができるに至った時から14日とする」となっている。この沖縄移民に対する救済措置の対象者は，1954年8月15日の移住地到着から1964年12月31日の期間に出生した者としている<sup>86)</sup>。これは1964年6月17日から在ボ日本大使館で国籍・戸籍関連事務の取扱いを開始していたにも拘わらず，沖縄移民にその重要性を承知させる期間が必要だったためと推察される。また，死亡，婚姻，離婚，養子縁組などの事案についても同様の救済措置が適用された。

さらにボリビア沖縄移民は他の南米諸国に転住した者も多く，1979年時点で入植者総数3,231人中1,736人(53.7%)が国外に転住している。その転住先は，ブラジル(1,088人)，アルゼンチン(578人)，ペルー(66人)となっており，これら3国が99.8%を占めている<sup>87)</sup>。これら3国は沖縄移民の多い国で，親戚・友人・知人を頼って転住したことが推察される。これら転住者に対しても居住国にある日本の在外公館で同様の救済措置が受けられることとなった<sup>88)</sup>。

## 5. 沖縄移民の保護及び領事事務の処理に関する新たな通達

1966年5月9日の日米協議委員会での合意を受け同年5月20日，外務省は1966年外務省通達を在外公館に送付した。ボリビアの沖縄移民に対する旅券，証明事務の取扱いは1961年から段階的に始まり，国籍・戸籍関連事務については1964年6月17日からの取扱い開始と1965年1月28日の救済措置(海外転出者を含む)により解決をみているのに，1966年外務省通達を送付されたのは，1955年外務省通達が沖縄移民に不便を生じさせる内容となっており，それを是正する必要があったためとみられる。また，1955年外務省通達では沖縄の戸籍事務について触れていなかったため，1966年外務省通達では沖縄の戸籍制度の現状と戸籍関連手続きについても触れている。

戦後，沖縄からはボリビアだけでなく他の南米諸国(ブラジル，アルゼンチン，ペルーなど)への移民も多かった<sup>89)</sup>。1967年9月15日以前の沖縄からの海外移住者は，「身分証明書」で出国するか，一旦本土に行きそこで日本旅券の発給を受けて渡航する方法がとられていた。ただ，1964年6月17日までボリビアの沖縄移民が在ボ日本公使館[大使館]で本格的な領事事務を取扱ってもらえなかったことを考えると，日本旅券を所持しボリビ



ア以外の諸国に渡航した沖縄移民は、日本の在外公館による領事事務の取扱い、海外移住事業団の支援が受けられる利点があったと言えよう。いずれにしろかなりの数の沖縄移民が身分証明書で海外に渡航したとみられ、彼らは渡航先や転住先で様々な不便に遭遇したことが推察される<sup>90)</sup>。

1966年外務省通達のなかで注目に値するのは、沖縄移民の所持する身分証明書から日本旅券への切替である。日本旅券については今日と違い旅券の有効期限は帰国するまでとなっていたことから旅券更新が不要な分便利ではあったが、記載された渡航先以外の国を訪問する際は、在外公館で渡航先を追加申請する必要があった。他方、沖縄移民の所持する身分証明書は渡航先を明記しておらず、1955年10月14日以前に発給された身分証明書を除き沖縄に帰着するまで有効であった。

ところで1955年外務省通達では、海外にある身分証明書で出国した沖縄住民への日本旅券発給については、「右身分証明書を参考書類として提出せしめ、これを廃棄処分にするべきである」としている<sup>91)</sup>。このため沖縄移民が居住地の在外公館で身分証明書から日本旅券への切替を行った際、その身分証明書は在外公館に手交し廃棄処分されることになっており、この措置は沖縄移民が沖縄に帰省する際に不自由を生じさせた。

上記のとおり日本旅券は日本本土（航空便・船便の関係上沖縄移民のほとんどが本土経由で沖縄に帰省）に到着した時点で失効する。米国民政府発行の身分証明書は日本旅券発給と引き換えに移住地にある日本の在外公館に手交し廃棄されていた。このため沖縄への帰省者は帰省に先立ち沖縄にいる親戚・友人などを通じ身分証明書を発給・送付してもらうか、時間がかかるものの米国の在外公館で沖縄入域の許可申請・発給を受けるのが一般的であった。ただ、当時のボリビア沖縄移民は経済的に余裕がある者は少なく、沖縄への里帰りは少なかったとみられる。しかし、1965年5月、病気により生活が困窮し「国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（国援法）」の適用を受け沖縄に帰国することになった沖縄移民家族の事例がある。その際、ボリビア移住地駐在所はボリビアで出生した子女の身分証明書発給とその大阪雇用事務所への送付を琉球政府に要請し（この子女は上記VII.4.の救済措置により沖縄戸籍に記載されるとともに、在ボ日本大使館で日本旅券の発給を受けていた）、彼らが神戸到着後、身分証明書で沖縄に帰省する手はずを整えている<sup>92)</sup>。これは1966年5月9日の日米協議委員会での合意（沖縄出身者の保護は第一義的に日本政府があたる）以前のことで、日本政府による沖縄移民保護が行われていたことを示している。いずれにしろボリビアの沖縄移民が沖縄への帰省に際し不自由を被ったことは間違いない。

1966年外務省通達では、1966年2月10日から沖縄移民は戸籍謄本（抄本）がなくても身分証明書の提示だけで日本旅券の発給を受けられるようになり、しかも身分証明書を

旅券発給時に申請者に返還する点が大きく異なっている。これにより沖縄移民が日本本土に到着した時点で日本旅券は失効するものの、身分証明書を所持しているので乗り継ぎ便で沖縄に帰省できるようになった。移住地に再渡航する際は沖縄で日本渡航証明書の発給を受けて本土に行き、そこで日本旅券を申請して出国する方法がとられた。さらに1967年9月15日以降は那覇日本政府南方事務所では日本旅券を発給するようになり<sup>93)</sup>、これにより那覇で身分証明書又は日本渡航証明書と日本旅券の発給を受け出国することが可能となった。

## 6. 沖縄移民への旅券の大量発給

1964年6月17日から在ボ日本大使館で沖縄移民に対する本格的な領事事務の取扱いが始まっており、さらに1966年5月9日の第9回日米協議委員会において、「外国にいる沖縄県出身者の保護は第一義的には日本政府があたること、沖縄住民の海外渡航には日本政府の旅券を発給する」ことが合意された。このような日米間の合意を受けボリビアの沖縄移民に対するUSAIDの援助が漸減し、1966年10月にはそれが停止された<sup>94)</sup>。このUSAIDの援助停止は米・ボ移住協定が立ち消えになったことを示唆している。1967年7月1日から沖縄移住地に対する経済・技術支援は海外移住事業団が行うことになり、これに伴いボリビア移住地駐在所は1969年6月30日にその業務を停止した<sup>95)</sup>。

1955年外務省通達では旅券発給に際し戸籍謄本（抄本）が必要であったのに対し、1966年外務省通達では、1966年2月10日から沖縄移民は戸籍謄本（抄本）がなくても身分証明書の提示だけで日本旅券の発給を受けられるようになっておりその分便利であったが、申請時に提示する身分証明書は6ヶ月以内に発給されたものという条件がついており<sup>96)</sup>、ボリビア沖縄移民の所持する身分証明書の多くがこの要件を満たしていなかったとみられる。このため旅券申請には戸籍謄本（抄本）が必要となり、沖縄移民は郷里の親類・縁者などに依頼してそれを送付してもらう必要があった。

1969年6月末のボリビア移住地駐在所の閉鎖により、沖縄移民と琉球政府の直接的な連絡はコロニア沖縄連合会を通じて行われていた。1972年2月21日、コロニア沖縄連合会長から琉球政府農林局長に対し、移住地の日本旅券未取得者961人の日本旅券一括申請に関し、これら対象者の戸籍謄本（抄本）を送付するよう依頼している<sup>97)</sup>。これは同年5月15日の沖縄の本土復帰に伴い身分証明書が失効するため日本旅券の申請が必要となり、その緊急性、戸籍謄本（抄本）の確実な入手のため、コロニア沖縄連合会長から農林局長への請願となったものとみられる。移住業務を所管する琉球政府農林局（1965年8月1日に社会局から移管）はこの要請に前向きに対応し、公用送付することにより戸籍謄本（抄本）の申請手数料を免除している。日本旅券の申請に際しては1人あたりの申請手数料が

従来の5米ドルから10米ドルに引き上げられていたことから、家族が多い世帯は申請費用が膨らんだ。このため沖縄移民は申請手数料の免除を在ボ日本大使館に陳情し、琉球政府農政局長にも側面からの支援を要請しているがその結果は不明である<sup>98)</sup>。

ところで在ボ日本大使館は1964年6月17日から本格的な領事事務を開始しており、沖縄移民は早い時期に身分証明書を日本旅券に切替えることが可能であったと考えられる。このため沖縄移民は再三にわたり身分証明書から日本旅券への一括切替を在ボ日本大使館に要請してきたが、同大使館の都合〔米・ボ移住協定交渉、USAIDへの配慮〕により外国旅行者に限定して旅券を発給してきた経緯がある。当時は沖縄返還が決定していなかったが、沖縄に対する日本の残存主権の観点からも沖縄移民に対し積極的に日本旅券を発給するのが適切な措置であったと思われる。それにも拘わらず在ボ日本大使館は1964年6月17日の本格的な領事事務の取扱い開始後も国外旅行者に限定して旅券を発給してきた。

確かに沖縄移民に対するUSAIDの支援は1966年10月まで続いたが、それは1967年7月1日からの海外移住事業団による支援にとってかわられた。もし1960年代中盤までに在ボ日本大使館が沖縄移民への旅券一括切替を行った場合、沖縄移民の日・ボ移住協定への組み込みによる海外移住事業団への支援要請が急増することが想定され、USAIDとの調整が問題となる可能性があった。しかし、1967年7月1日からの海外移住事業団による沖縄移住地への支援開始以降この問題は解決されており、在ボ日本大使館が沖縄移民に対し旅券発給を躊躇する理由は見当たらない。

ただ、一つの可能性として沖縄移民の南米諸国への転住抑制があげられる。ボリビア移住地駐在所には移住地組合長から組合員の旅行届がかなりの数提出され、日本旅券の発給申請もなされている。旅行先のほとんどがブラジル、アルゼンチン、ペルーであるが、沖縄移民の経済的状況からして親戚・友人訪問を目的とした者は少なかったとみられ、その多くがこれら諸国への転住であったことが推察される。1966年8月24日、在ボ日本大使館はボリビア移住地駐在所長に対し、「沖縄移住者が所持している身分証明書の日本旅券への切替について、大使館では旅行者が必ず3ヶ月の旅行期間内に帰国する旨の証明書を駐在所で発行してもらいたい」と申し入れたのに対し、同所長は「本件については当所としても証明が不可能なので旅行者自身が大使あてに誓約書を提出することにした」と回答<sup>99)</sup>。沖縄移住地の発展を願う日本政府は、在ボ日本大使館が旅券発給を制限することにより移民の国外転住を抑制しようとしていたことが推察される。

日本政府が沖縄移住地の発展を願い沖縄移民の近隣諸国への転住を抑制しようとしたことは理解できるとしても、沖縄移民への日本旅券発給抑制はいささか行き過ぎた措置であったと言えよう。例えば沖縄移住地からブラジルに転住した移民は繊維業・商業などの分野で成功をおさめ、その後サービス業などにも進出している<sup>100)</sup>。このように沖縄移民

は転住地の沖縄県人との結束を基盤に、たくましく活躍していることは指摘しておく必要がある。

ところで沖縄返還は日本政府・沖縄県民にとって悲願であり国家の一大事業と位置づけられていたが、沖縄移民の多くが沖縄返還までに日本旅券を所持できない恐れが生じた。日本の在外公館が旅券申請に必要な戸籍謄本（抄本）を仲介することは極めて稀なことと推察されるが、在ボ日本公使館〔大使館〕の沖縄移民に対するこれまでの対応、沖縄返還という国家事業の観点から、何らかの前向きな対応が可能だったのではないかと推察される。例えば、上記 VII.4. にある沖縄移民の戸籍関連事案に関する救済措置のような努力が見られなかったことは残念なことであった。結果的にはコロニア沖縄連合会長から琉球政府農林局長に対する戸籍謄本（抄本）送付要請がなされ、同局長が迅速かつ柔軟な対応をみせたことによりことなきを得た。

## VIII. おわりに

沖縄からのボリビア移民は移住地到着直後から様々な困難に直面したが、彼らは 1960 年代初頭まで法的に日本人として処遇されず様々な不便・不利益を被った。その要因としては、海外にある沖縄住民の保護は日米両国が協議して対応することが慣例となっていたのに対し、米国が本件移住計画は米国資金で推進しており沖縄移民の保護は米国のみが行うと主張したことを、日本政府が沖縄移民に対する領事事務全般の取扱い不可と拡大解釈（誤解）した可能性が指摘される。

1950 年代初頭、米国は沖縄に対する施政権誇示の観点から南米への「琉球人」移民の送出に固執したため、本件移住計画の移住先がブラジルからボリビアに変更された経緯がある。米国の「琉球人」移民の送出への固執は米国が沖縄統治の固定化を強く望んでいたことを裏付けているが、米国は日本の沖縄に対する残存主権を尊重しており、例えばボリビア以外の南米諸国に移住した沖縄移民は日本の在外公館で領事事務の取扱いを受けていた。このことから明らかなおり米国が日本政府に主張したのは沖縄移民への保護だけで、米国は日本政府による沖縄移民に対する保護以外の領事事務（ことに戸籍関連事務）の取扱いは日本政府が行うものと認識していたとみられる。これは沖縄の戸籍法をみれば一目瞭然で、戸籍関連事務は日本の在外公館を通じての取扱いが通例となっていたためである。それにも拘わらず在ボ日本公使館〔大使館〕が領事事務を取扱わなかったことから沖縄移民に様々な不便・不利益が生じ、琉球政府は米国民政府に対しその善処方要請しているが、沖縄移民に対する領事事務の取扱いは日本の在外公館の業務であることを承知している米国民政府は何の対応策も講じなかった。日本政府は沖縄移民に対する領事事務の取扱いについて早い時期に米国と協議し、その解決に向けての方策を講じるべきであった

と考えられる。

沖縄は米国の施政権下にあったが海外においては、沖縄に対する日本の残存主権の観点から沖縄住民に対する保護、旅券、国籍、戸籍関連事務、証明事項などの領事事務を日本の在外公館が取扱う義務があった。それにも拘わらず、在ボ日本公使館〔大使館〕だけが沖縄移民に対する領事事務を取扱わなかったことは、沖縄に対する残存主権を自ら否定する動きであったとみられても仕方がないことであった。この領事事務の取扱い欠如により沖縄移民が被った不便・不利益の主なもの、①国際的に認知されていない身分証明書で渡航したことにより移住先・転住先の出入国審査で不快な体験や困難に遭遇したこと、②国籍・戸籍事務が取扱われなかったことから身分関係事案が沖縄戸籍に反映されず、ボリビアで出生した子女は日本国籍を留保できずボリビア国籍になったこと、③日本政府が米国民政府発行の身分証明書の効力を充分認識していなかったため、日本旅券発給に際し身分証明書が在ボ日本大使館により破棄されたこと、④国籍・戸籍関連事務の救済措置の手続きに沖縄移民が時間をとられたこと、⑤在ボ日本大使館の米・ボ移住協定交渉及びUSAIDへの配慮、沖縄移民の近隣国への転住抑制策により沖縄返還直前まで沖縄移民への旅券発給が制限されたため、本土復帰直前に沖縄移民・琉球政府が旅券の大量発給手続きに翻弄されたことなどである。ことに国籍・戸籍事務取扱いの欠如は、出生、国籍、婚姻、離婚、死亡、養子縁組などの事案が取扱われず沖縄移民に多大な不利益を生じさせた。

沖縄移民に対する領事事務取扱いと海外移住事業団による支援は、1961年に赴任した川崎大使の奮闘により動き始めた。ボリビア着任直後の川崎大使の言動を見ると、着任前に本省の関係部局から沖縄移民の置かれている困難な状況の説明を受け、その打開策を協議していたことが推察される。これが同大使着任直後からの沖縄移民に対する一部の領事事務取扱い開始（限定的な旅券発給、証明事務）と海外移住事業団による支援開始につながったものとみられる。ただ、本格的な領事事務取扱い開始には米・ボ移住協定交渉への配慮が必要で、同交渉の進捗を睨みながら領事事務取扱いの準備を進めて行く必要があった。しかし、1962年11月末、外務省は沖縄移民の日・ボ移住協定への組み込み、旅券の発給促進、本土出身者と一元的に扱う、海外移住事業団を通じての支援を決定したことから、本格的な領事事務の取扱いと海外移住事業団による沖縄移住地支援が始まることになった。

一方、ボリビア政府のホルダン農民対策・農業大臣及びグムシオ経済大臣が米・ボ移住協定交渉でみせた米国側への冷淡な対応は、川崎大使がボリビア政府要人と頻繁に面談し沖縄移民の置かれている状況を丁寧に説明していたことを窺わせる。このように川崎大使は本省と緊密な連絡をとりながら、沖縄移民に対する領事事務の取扱い開始と日・ボ移住協定への沖縄移民の組み込みの道筋をつけていったことがわかる。

沖縄移民に対する領事事務の取扱いは1961年から段階的に進められ、1964年6月17日には国籍・戸籍関連事務の取扱いが開始された。1965年1月28日には国籍・戸籍関連事案の救済措置が認められ、沖縄移民に対する領事事務取扱い問題はほぼ解決した。ただ、旅券についてだけは国外旅行者に限定して発給する状態が1961年から1972年初頭まで続いた。これは米・ボ移住協定交渉・USAIDの援助への配慮、沖縄移民の近隣諸国への転住抑制のためとみられる。しかし、1972年5月の沖縄の本土復帰に伴う米国民政府の廃止は身分証明書の失効を意味し、沖縄移民に対する旅券発給制限が完全撤廃された。

ところで1967年7月1日以降の在ボ日本大使館による沖縄移民に対する旅券発給制限は、沖縄移住地の発展という観点からは理解できなくもないが、いささか行き過ぎた措置であったと言えそうだ。いずれにしろボリビア沖縄移民に対する領事事務取扱いの欠如、身分証明書から日本旅券への切替に伴う身分証明書の廃棄などの問題は、日本政府が琉球政府の法制度を詳しく研究していなかったことに一因があると言えよう。

ボリビア沖縄移民に対する日本政府の本格的な領事事務取扱い開始は、沖縄移民（及びその家族：日系4世まで）が合法的に日本で就労できる道を開くことになった。ことに1983～85年のボリビアでのハイパー・インフレは沖縄移民の日本への出稼ぎを急増させ、それが沖縄移民に経済的に寄与したことも事実である。また、沖縄県が主催する「世界のウチナンチュ大会」は、ボリビアの沖縄移民、それ以外の諸国にある沖縄移民及び沖縄にいる親族たちとの絆を強めることに寄与している。

本稿執筆に関しコロナ禍での史料収集には様々な制約があり、必ずしも筆者の求める詳細な史料を入手することができなかつたことも事実である。このような困難な状況にも拘わらず琉球大学の宮内久光教授、沖縄県公文書館の松原文美氏、外務省外交史料館の大野太幹氏、米国公文書館のEric van Slander氏のご助言・ご指導を賜り本稿を纏めることができた。これら諸氏に深謝申し上げる。今後の課題の一つとして、今回できなかつたより詳細な史料調査を継続して実施していきたいと考えている。

## 注

- 1) 大原朋子「戦後沖縄社会と南洋群島引揚者——引揚者団体活動に注目して」『移民研究』第6号 2010年3月 25頁
- 2) 若槻泰雄 発展途上国への移住の研究 東京 玉川大学出版部 1987年 9頁 1953年6月10日、パス大統領が2,500haの土地を沖縄移民のために割り当てる決定を出しているが、それが有償であったか無償であったかは不明 [米国国立公文書館 Ryukyuan Emigration to Bolivia, Dec 1951-Dec 1954. ボリビアへの移民に関する文書 沖縄県公文書館 [内容コード] UTP0001413 278頁 pdf]
- 3) 中山寛子「第二次世界大戦後における沖縄からのボリビア移住に関する一考察：読谷

村の集団移住を中心に」『沖縄文化研究』第45巻 2018年3月 520頁

- 4) 前掲 Ryukyuan Emigration to Bolivia, Dec 1951-Dec 1954. 284頁 pdf
- 5) 前掲 中山寛子 521頁
- 6) 前掲 若槻泰雄 10頁
- 7) Pedro Iacobelli. “The Limits of Sovereignty and Post-War Okinawan Migrants in Bolivia”. *The Asia-Pacific Journal*. vol. 11, no. 2. (August 18, 2013). 1-21頁
- 8) 領事館（大使館の領事部を含む）の主な業務は、①管轄地域に滞在している日本人の安全確保（保護）、②戸籍、国籍、旅券、各種証明、国政選挙等に必要な手続き、③文化・広報活動、④日本を訪問しようとしている外国人に対する査証発給手続きなどである。<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/1/05.html>
- 9) 旅券に関しては1961年の川崎大使着任後、ブラジル、アルゼンチン、ペルーなどへの国外旅行者に限定して発給を開始。また、1962年11月時点で川崎大使は恩給・年金受給に必要な在留証明書を沖縄移民に発給していることに言及。
- 10) 前掲 Pedro Iacobelli 10頁
- 11) 沖縄返還交渉資料第10巻 目次なし014 外務省外交史料館レファレンス番号：H221221 [http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/bitstream/20.500.12000/43636/5/RC001\\_02\\_28\\_08\\_05.pdf](http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/bitstream/20.500.12000/43636/5/RC001_02_28_08_05.pdf) 207頁 pdf
- 12) 同上 210-212頁 pdf
- 13) 戦前の南米移民の多くは西回り（インド洋、大西洋経由）の移民船で出国した。戦後はパナマ運河を経由する東回りが主流となったが、オランダの船会社 Royal InterOcean Lines (RIL) は西回りで南米航路を運航した〔山田廸生 船にみる日本人移民史 東京中央公論社 1998年 212-221頁〕。日本本土から南米に向かう RIL 社の船は琉球政府の要請により那覇に寄港（不定期）、移民を乗船させブラジル・サントスに向かった。これは本土での乗り換え、荷物の移動、滞在費を勘案すると、那覇から直接サントスに向かうのが便利であったためとみられる。ただ、沖縄移民は本土に立ち寄らないため日本旅券の発給を受けることができなかった。1956年から始まった日本海外協会連合会による渡航費の貸付制度が沖縄にも適用されることになり、沖縄からのブラジル、アルゼンチンなどへの移住者の多くは同制度を利用して本土に渡航、日本旅券の発給と融資を受けてから移住したが、ボリビアへの沖縄移民は同制度を活用していない。これは琉球政府が米国民政府の意向を受け沖縄からのボリビア移民への渡航費融資を優先的に行っていたためとみられる。さらに米国は同国の施政権下にある「琉球人」の移住をボリビア政府に印象づけるため、沖縄移民が日本旅券の発給を受ける機会を抑制していたようだ。これは米・ボ移住協定交渉の草案に、「米国民政府発行の身分証明書を合法的な旅券と認める」という条項が明記されていることから明らかである。〔米国民立公文書館 Ryukyuan Emigration to Bolivia, 1963. 沖縄県公文書館 [内容コード] UTP0001417 119頁 pdf〕。その意味では西回り航路の RIL 社船でのボリビアへの渡航は米国の意向とも合致するものであった。

- 14) ボリビア移住計画が始まった 1954 年当時、海外にある沖縄住民に対する領事事務のうち米国が主張することができたのは保護だけであった。例えば戸籍関連事務については 1956 年 12 月末まで日本の旧戸籍法が沖縄に適用されており、同法第 60 条～ 62 条には日本の在外公館での取扱いが規定されていた。1956 年 12 月 31 日施行の琉球政府戸籍法においても日本の在外公館を通じた届出が規定されていた。従って米国は戸籍関連事務は日本の在外公館が取扱うものと認識していたとみられる。
- 15) 琉球政府農林局移住課 移住者送出保護関係 沖縄県公文書館 [内容コード] R00053783B 27 頁 pdf
- 16) 1961 年 3 月 31 日付法律第 18 号で大使館に昇格することが決定。ただ、大使館の開設がいつであったか現状では不明であるが 1961 年 7 月 31 日付外務大臣から川崎臨時代理大使宛公電第 60 号が示すとおり、少なくとも同日以前に大使館に昇格していたことがわかる。しかし、米国の資料では 1961 年 8 月 1 日には在ボ日本大使館としているのに対し、同年 9 月には在ボ日本公使館としており、これは米国側が在ボ日本公使館の昇格を認識しながらも事務方が誤って公使館と記述したものとみられる。本稿では米国国立公文書館の資料に記載されている表現をそのまま用いることにした。
- 17) 前掲 沖縄返還交渉資料第 10 巻 205-209 頁 pdf
- 18) 同上 205 頁 pdf
- 19) 経済局 ‘Status of Ryukyuan Emigrants in Bolivia’ Japanese Nationality. 沖縄県公文書館 [内容コード] 0000024590 6-7 頁 pdf。大田昌知社会局長は 1960 年 12 月 30 日から 1961 年 1 月 9 日まで沖縄移住地を視察、多数の移住者と面談し彼らの困難・要望を聴取している [伊集朝規 移民根性——南米の大地に生きて 那覇 ひるぎ社 1987 年 402-405 頁]。同局長と沖縄移民との面談のなかで、在ボ日本公使館による領事事務取扱いの欠如が表面化したものと思われる。
- 20) 米国民政府側から琉球政府側への質問は、あたかも日本旅券の必要性を否定する回答を期待するかの内容となっており、琉球政府側が本音を表明できる状況にはなかったと推察される [前掲 ‘Status of Ryukyuan Emigrants in Bolivia’ Japanese Nationality. 3 頁 pdf]
- 21) 同上
- 22) 前掲 沖縄返還交渉資料第 10 巻 208 頁 pdf
- 23) 奥山恭子 「戦後沖縄の法体制と戸籍の変遷 (1)」『横浜国際社会科学研究所』第 11 巻 第 3 号 2006 年 9 月 360 頁
- 24) 琉球政府法務局法制室 戸籍法 立法 規則 こ -44 沖縄県公文書館 [内容コード] R00160615B 17 頁 pdf
- 25) 同上 13 頁 pdf
- 26) 同上 13-14 頁 pdf
- 27) 前掲 奥山恭子 355 頁
- 28) 沖縄返還交渉資料第 6 巻 海外にある沖縄住民の保護及び沖縄関係領事事務の処理について 外務省外交史料館レファレンス番号: H221204 <http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/>



- bitstream/20.500.12000/43632/4/RC001\_02\_28\_05\_04.pdf 53頁 pdf
- 29) ブラジル沖縄県人会 ブラジル沖縄県人移民史(1) サンパウロ ブラジル沖縄県人会 2000年 <http://www.brasilimbunko.com.br/Obras/48.pdf> 75頁 pdf
- 30) 同上 395-396頁 pdf 大阪商船の「あるぜんちな丸」は処女航海で那覇に寄港、沖縄移民を乗せて神戸に向かっている。このことから琉球政府から南米向け移民送出の要請があれば、船会社が柔軟に配船を行っていたことが推察される。
- 31) 琉球政府経済局移住課 移住者送出保護関係 沖縄県公文書館 [内容コード] R00053785B 95-96頁 pdf
- 32) 前掲 琉球政府法務局法制室 戸籍法 87頁 pdf
- 33) 前掲 琉球政府経済局移住課 移住者送出保護関係 沖縄県公文書館 [内容コード] R00053785B 95-96頁 pdf
- 34) 琉球政府経済局移住課 移住者保護関係 沖縄県公文書館 [内容コード] R00053852B 1961年9月19日付経済局長から法務局出入管理部長宛文書 経移第55号
- 35) 前掲 ‘Status of Ryukyuan Emigrants in Bolivia’ Japanese Nationality. 3頁 pdf
- 36) 前掲 琉球政府経済局移住課 移住者保護関係 沖縄県公文書館 [内容コード] R00053852B 1961年9月19日付経済局長から法務局出入管理局長あて文書経移第55号及び1962年1月4日付法務局出入管理局長から経済局長宛文書出渡第23号
- 37) 琉球政府経済局移住課 ボリビア移住地駐在所業務月報 沖縄県公文書館 [内容コード] R00054208B 105頁 pdf
- 38) 同上 150頁 pdf
- 39) 米国管理下の南西諸島状況雑件沖縄出入域関係 (I) (出入域許可他) (身分証明書の再交付手続 外務省外交史料館レファレンス番号: H220459) [http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/bitstream/20.500.12000/43389/16/RC001\\_01\\_09\\_01\\_16](http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/bitstream/20.500.12000/43389/16/RC001_01_09_01_16). 5頁 pdf
- 40) 井沢公使が1961年2月19日にその任を免ぜられていることから、川崎大使は1961年2～3月頃に着任したことが推察される。川崎大使は当初は参事官として赴任、その後臨時代理大使となったが1965年1月に大使に任官。同大使は1965年10月、帰朝命令が出たため離任の挨拶状を沖縄移住地・サンファン移住地に送付。同大使は1965年11月3日離任した [前掲 琉球政府経済局移住課 ボリビア移住地駐在所業務月報 301-304頁 pdf]。本稿では便宜上「大使」で統一した。同大使は沖縄移民の置かれている苦境に深い理解を示し、本省と協議しながら沖縄移民の救済に奮闘したことで知られている [Nobuko Adachi (ed.) *Japanese Diaspora: Unsung Pasts, Conflicting Presents and Uncertain Futures*. New York: Routledge, 2006. 187頁]
- 41) 本邦人のポリヴィア移住関係 沖縄出身者移住関係 第2巻 外交史料館 分類番号: J-0079. 1962年11月13日付移住局振興課 「アメリカ・ポリビア移住協定の件」。1962年11月10日付川崎大使から外務大臣宛公信第281号 「米ボ移住協定に関する件」
- 42) 米国国立公文書館 Ryukyuan Emigration to Bolivia, 1961-1962. 沖縄県公文書館 [内容コード] UTP0001416 187頁 pdf

- 43) 同上
- 44) 同上 180 頁 pdf
- 45) 同上 181-182 頁 pdf
- 46) 同上 142-143 頁 pdf
- 47) 本決定は単にボリビアの沖縄移民だけでなく全南米地域の沖縄移民を対象としたものである。前掲 本邦人のボリヴィア移住関係 沖縄出身者移住関係 第2巻 1962年11月13日付移住局振興課 「アメリカ・ボリビア移住協定の件」
- 48) 米国国立公文書館 Ryukyuan Emigration to Bolivia, 1963. 沖縄県公文書館 [内容コード] UTP0001417 197-198 頁 pdf
- 49) 同上 198 頁 pdf
- 50) 同上
- 51) 同上 64-65 頁 pdf 安次嶺は1962年12月に沖縄移住地を視察, 米国援助による大豆の製油工場計画を同人が推進しようとして目論んでいたようだ。
- 52) 琉球政府経済局移住課 移住地調査関係 ボリビア 沖縄県公文書館 [内容コード] R00053850B 92-98 頁
- 53) 前掲 米国国立公文書館 Ryukyuan Emigration to Bolivia, 1963. 95 頁 pdf
- 54) 同上 66 頁 pdf
- 55) 前掲 本邦人のボリヴィア移住関係 沖縄出身者移住関係 第2巻 1961年7月31日付外務大臣から川崎大使宛公電第60号
- 56) 同上 1962年11月10日付川崎大使から外務大臣宛公信第281号
- 57) 前掲 米国国立公文書館 Ryukyuan Emigration to Bolivia, 1961-1962. 192 頁 pdf
- 58) 本邦人のボリヴィア移住関係 沖縄出身者移住関係 第3巻 外交史料館 分類番号: J'-0080 1964年4月16日付川崎大使から外務大臣宛公信第87号
- 59) 同上
- 60) 前掲 ブラジル沖縄県人移民史(1) 439-440 頁 pdf
- 61) 前掲 琉球政府経済局移住課 ボリビア移住地駐在所業務月報 79 頁 pdf
- 62) 1950年代中盤以降, ボリビア・サンタクルス郊外には沖縄移住地(沖縄からの移住者)とサンファン移住地(本土からの移住者)があった。沖縄移住地は米国の援助機関(ポイント・フォー: Point Four)が主体となって支援していたのに対し, サンファン移住地は海外移住事業団が支援していた。しかし, 領事事務に関しては沖縄移住地が置き去りにされたのに対し, サンファン移住地は在ボ日本公使館[大使館]が取扱っていた。
- 63) 前掲 米国国立公文書館 Ryukyuan Emigration to Bolivia, 1963. 160-161 頁 pdf
- 64) 前掲 琉球政府経済局移住課 ボリビア移住地駐在所業務月報 5 頁 pdf 1963年のボリビア移住地駐在所業務月報が沖縄県公文書館に所蔵されていないため, 同年に領事事務の取次が開始されたか否かは確認できなかった。ただ, 1963年9月9日, 沖縄移住地を訪問した海外移住事業団石井予算担当官に対し, 「沖縄移住者の身分証明書を全面的に日本旅券に切り換え, 日本国籍に復帰せしめること, 沖縄移住者の生命財産の保

護と渉外権の日本移管すること」を要望していることから推察するに、ボリビア移住地駐在所が領事事務を取り次いでいたとは考えにくい。1962年のボリビア移住地駐在所業務月報には領事事務の取次の記載はない。

- 65) 同上 26頁 pdf
- 66) 同上
- 67) 「私は、琉球が日本本土の一部であることを認めるもので、自由世界の安全保障上の考慮が、沖縄が完全に日本の主権の下へ復帰することを許す日を待望している」
- 68) 前掲 琉球政府経済局移住課 移住地調査関係 ボリビア 47頁 pdf
- 69) 前掲 琉球政府経済局移住課 移住者保護関係 沖縄県公文書館 [内容コード] R00053852B 1961年12月11日付琉球政府東京事務所長から経済局長宛連絡 琉東第1053号
- 70) 前掲 琉球政府経済局移住課 移住者送出保護関係 沖縄県公文書館 [内容コード] R00053785B 78頁 pdf
- 71) 前掲 沖縄返還交渉資料第6巻 海外にある沖縄住民の保護及び沖縄関係領事事務の処理について 35-77頁 pdf
- 72) 前掲 伊集朝規 348-354頁
- 73) 同上 348頁, 362頁
- 74) 同上 410-411頁
- 75) 琉球政府経済局移住課 移住者保護関係 沖縄県公文書館 [内容コード] R00053852B。伊集は1958年5月末、第5次移民団の監督としてサンタクルスを訪問。ボリビア移住地駐在所設立のための事前調査や米国政府及びその援助機関、ボリビア政府からの支援要請が任務。1958年10月1日、伊集は琉球海外協会ボリビア駐在事務所長を命じられ、第6次移民団の監督として那覇を出発 [前掲 伊集朝規 347-348頁]
- 76) 前掲 伊集朝規 467-468頁
- 77) 同上 454-458頁
- 78) 同上 421頁
- 79) 前掲 琉球政府経済局移住課 移住者送出保護関係 沖縄県公文書館 [内容コード] R00053785B 91-96頁 pdf
- 80) 前掲 琉球政府経済局移住課 ボリビア移住地駐在所業務月報 5-6頁 pdf
- 81) 川崎大使は1965年10月の離任挨拶状のなかで領事事務所の領事館昇格に努力する旨のべている [前掲 ボリビア移住地駐在所業務月報 302-304頁 pdf]。1977年11月22日の第82回国会(臨時会)で喜屋武眞榮衆議院議員(沖縄選挙区)が領事事務所の領事館昇格の可能性を質した経緯があるが昇格には至らなかった。 <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/082/syuh/s082011.htm>
- 82) 前掲 本邦人のボリヴィア移住関係 沖縄出身者移住関係 第3巻 1964年6月17日付外務大臣から川崎大使宛公信移総第46号。1964年1月2日から同年5月末までにボリビア移住地駐在所が取り次いだ領事事務は各種証明事項、旅券申請で、同期間内に

戸籍関連事案は記録されていない。[前掲 琉球政府経済局移住課 ボリビア移住地駐在所業務月報 39頁 pdf]

- 83) 前掲 琉球政府経済局移住課 ボリビア移住地駐在所業務月報 17頁 pdf。1964年3月25日、第3コロニア組合長から駐在所長に対し「戸籍関係諸届未済件数調査について(報告)」が送付されている。
- 84) 同上 27頁 pdf。1964年3月4日、同駐在所長が在ボ日本大使に「移住者の日本戸籍取得方依頼の件」を送付している[前掲 琉球政府経済局移住課 ボリビア移住地駐在所業務月報 22頁 pdf]。同依頼書の詳細は不明であるが、「沖縄移民に対する戸籍関連事務の救済措置」で触れた「同駐在所は沖縄の法制上国籍戸籍届を受理する権限がないので、右届出受理方検討ありたい旨申し入れがあった」という要望書に関連したものと推察される。
- 85) 同上 27-28頁 pdf
- 86) 同上 30頁 pdf
- 87) 石川友紀 「ボリビア国コロニアオキナワ移民の再移住に関する実証的考察」『沖縄地理』1986年9月30日 58-59頁
- 88) 前掲 琉球政府農林局移住課 移住者送出保護関係 [内容コード] R00053783B 30-32頁 pdf
- 89) 前掲 石川友紀 54頁
- 90) 前掲 伊集朝規 226-227頁
- 91) 前掲 沖縄返還交渉資料第10巻 208頁 pdf
- 92) 前掲 琉球政府農林局移住課 移住者送出保護関係 [内容コード] R00053783B 131-132頁 pdf
- 93) 岸本弘人 「戦後アメリカ統治下の沖縄における出入域管理について」『沖縄県博物館・美術館博物館紀要』第5号 2012年3月 52頁
- 94) 琉球政府農林局移住課 移住事業の本土との一体化について 沖縄県公文書館 [内容コード] R00053848B 63頁 pdf
- 95) 琉球政府農林局移住課 ボリビア移住地駐在所関係 沖縄県公文書館 [内容コード] R00054205B 151-152頁 pdf
- 96) 前掲 沖縄返還交渉資料第6巻 海外にある沖縄住民の保護及び沖縄関係領事事務の処理について 66頁 pdf
- 97) 琉球政府農林局移住課 ボリビア移住者の戸籍抄本 沖縄県公文書館 [内容コード] R00053766B 3頁 pdf
- 98) 同上 64-66頁 pdf
- 99) 前掲 琉球政府経済局移住課 ボリビア移住地駐在所業務月報 484頁 pdf
- 100) 前掲 ブラジル沖縄県人移民史(1) 439-445頁 pdf

(しももと ゆたか)

## Lack of Consular Service to Okinawan Immigrants in Bolivia and Efforts Made to Its Commencement

SHIMOMOTO Yutaka

The United States-sponsored Bolivia migration scheme from Okinawa is known to have given various hardships to Okinawan immigrants. Still, little is known that the overall consular service by the Japanese Legation/Embassy in Bolivia had not been provided until June 1964. This was because the U.S. insisted that only the U.S. Government would protect Okinawan immigrants and refused the protection offered by the Japanese Government. This claim was a very unusual one since Okinawan immigrants in South America had been protected by both the U.S. and Japanese Governments. Due to this unusual American claim, the Japanese Government misunderstood that the U.S. denied the overall consular service to the Okinawan immigrants.

Many Okinawans migrated to South American countries with a Certificate of Identity (IC) issued by the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands. Upon arrival at their destinations, Okinawan immigrants would go to the Japanese Embassy or Consulate and change their ICs to Japanese passports. Through this process, Okinawan immigrants were entitled to enjoy full privileges as Japanese nationals.

However, only Okinawan immigrants to Bolivia were denied various consular-related applications, such as Japanese passports, nationality reservations, marriage, birth, death, divorce, adoption, and residence certificates. In addition, the Okinawan immigrants had been eagerly expecting financial and technical assistance from the Japanese Government under the Agreement for Japanese Immigration to Bolivia. Ambassador Kawasaki was concerned about the desperate situation of the Okinawan immigrants and struggled to commence the consular service to the Okinawan immigrants since 1961. As a result, overall consular service to the Okinawan immigrants started in June 1964, and financial and technical assistance to *Colonia Okinawa* by the Japanese Government began accordingly. With the assistance of the Japanese Government and hard work by the Okinawan immigrants, *Colonia Okinawa* became a very successful settlement in Bolivia. As such, the Okinawan immigrants can enjoy their rights and obligations as Japanese now.

**Key words** : Okinawan immigrants, Bolivia, immigrant protection, residual sovereignty, consular service